

美唄市男女共同参画計画  
(第3次)

「ともに生き、ともに支える明日の美<sup>ま</sup>唄<sup>ち</sup>」

平成30年度～平成39年度

美唄市



## はじめに

近年、急速な少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化と価値観の多様化、地域社会における人間関係の希薄化、世代間交流の減少など、私たちを取り巻く社会情勢の変化は極めて深刻なものがあります。

今、こうした様々な変化に対応し、活力ある心豊かな地域社会を作っていくことが求められており、そのためには、性別にかかわらず、すべての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要になってきます。

美唄市においては、平成20年に「美唄市男女共同参画計画（第2次）」を策定し、男女がともに人権を尊重され、社会のあらゆる分野において対等なパートナーとして参画できる社会づくりを目指し、様々な施策に取り組んでまいりました。

この間、国では、「第4次男女共同参画基本計画」の策定をはじめ、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正などの動きがあり、東日本大震災や熊本地震の教訓から得た男女共同参画の視点で捉えた防災分野での課題など、社会情勢の変化に応じた課題も浮かび上がってきました。

このような中、本市の第2次計画の計画期間が平成29年度末で終了することから、前計画を継承しながら、近年の社会情勢の変化や国の第4次男女共同参画基本計画の考え方なども踏まえ、平成30年度からの10年間を新たな計画期間とする「美唄市男女共同参画計画（第3次）」を策定いたしました。

男女共同参画社会の実現は、決して行政だけで成し遂げられるものではありません。市民の皆様や事業者、関係機関等の方々とともに連携、協働して取り組んでいくことが重要と考えておりますので、今後とも計画の着実な推進のため、皆様のより一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、この計画の策定にあたり、活発な議論の上、貴重なご意見、ご提言をいただきました「美唄市男女共同参画計画策定市民検討委員会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に心から御礼申し上げます。

2018年（平成30年）3月

美唄市長 高橋 幹夫

# 美唄市男女共同参画計画（第3次）

## 目 次

第1章 計画の策定に当たって	
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画策定の背景 .....	3
3 計画の概要 .....	7
第2章 男女共同参画計画	
美唄市男女共同参画計画（第3次）（体系図） .....	9～10
目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	
現状と課題 .....	11
基本方針1 男女共同参画社会への啓発活動の推進 .....	13
基本方針2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進 .....	15
目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	
現状と課題 .....	17
基本方針3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大 .....	19
基本方針4 働く場における女性の活躍推進 .....	20
基本方針5 地域社会への男女共同参画の推進 .....	24
目標Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり	
現状と課題 .....	25
基本方針6 男女間の暴力の根絶に向けた取組の推進 .....	27
基本方針7 生涯にわたる健康支援の推進 .....	31
基本方針8 みんなが安心して暮らせる環境づくり .....	33
第3章 計画の推進	
計画の推進体制 .....	35
計画の推進管理 .....	35

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

平成11年に公布・施行された男女共同参画社会基本法では、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化など、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

美唄市においては、平成14年に「男女共同参画計画」を策定するとともに、平成20年には「男女共同参画計画（第2次）」を策定し、男女共同参画社会の実現を目標とした諸施策を展開してきました。

また、平成22年には、男女共同参画の基本理念や市民、事業者、行政の役割を定めた「美唄市男女共同参画条例」を制定し、様々な取り組みを進めてきました。

しかしながら、家庭や職場、地域においては、依然として従来の固定的な性別役割分担意識（\*）や男女の不平等感が根強く残っており、政策・方針決定過程への女性の参画やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（\*）の推進など、男女共同参画社会の実現のために取り組まなければならない課題が多く残されています。

少子高齢化や人口減少が急速に進み、経済情勢や就労形態の変化、個人の価値観やライフスタイルも大きく変化しています。特に、人口減少の急速な進行は、地域の過疎化やコミュニティ機能の低下など、地域社会に大きな影響を及ぼすことが予想されており、まちづくりにおいてより一層の男女共同参画が求められています。

こうした状況の中、国においては平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定され、豊かで活力ある社会の実現を図るため、仕事と家庭を両立できる環境の整備など、職業生活における女性の活躍を推進する方向が示されたところであります。

このような社会情勢を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、新たな課題に対応しながら、施策を総合的・効果的に推進するため、「美唄市男女共同参画計画（第3次）」を策定しました。

---

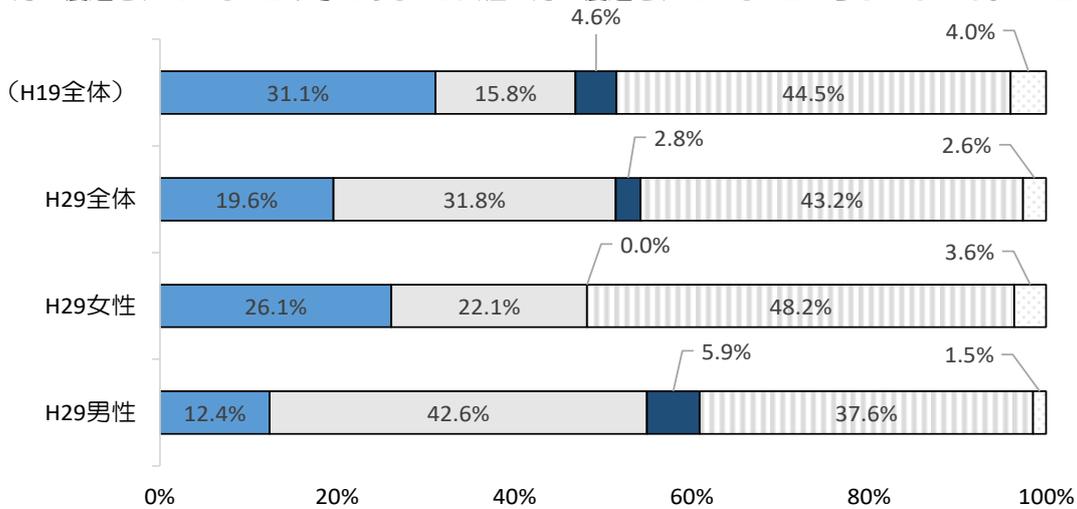
\* 固定的な性別役割分担意識：「男だから、女だから」「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定的にとらえる意識のこと。

\* ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）： 充実した人生を送るために、自分の価値観に合った働き方や仕事と生活の調和を考えることが重要だという考え方。

○男女の地位の平等感についてどのように感じていますか

【参考資料1】

■男性の方が優遇されている □平等である ■女性の方が優遇されている □どちらともいえない □無回答

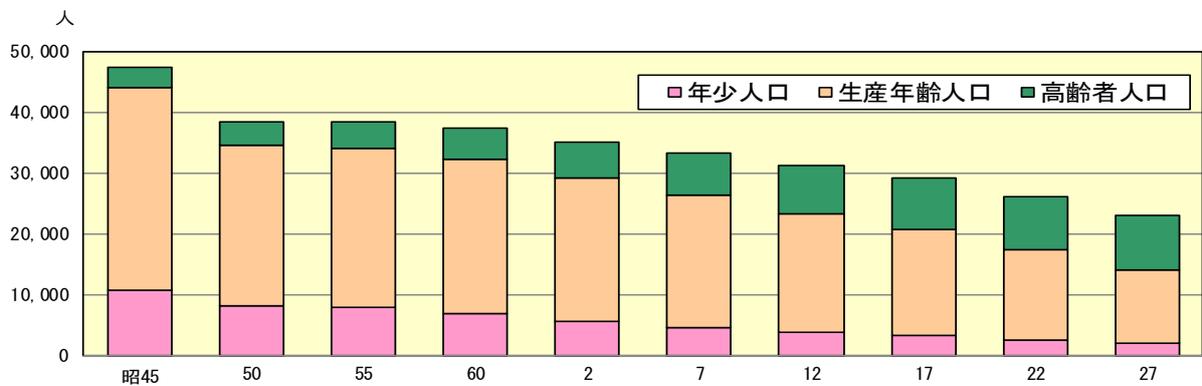


資料：「平成29年度美唄市まちづくり市民アンケート調査」美唄市総合政策課

※市のこれまでの施策の達成度の評価や、市民の皆さんのご意見を施策に反映させるため、市民1,200人の方を対象にアンケートを実施し、426人（回答率：35.5%）から回答をいただきました。

○年齢区分（3区分） 美唄市の人口及び構成比の推移

【参考資料2】



	昭45	50	55	60	平2	7	12	17	22	27
総数（人）	47,369	38,414	38,550	37,414	35,165	33,434	31,181	29,083	26,034	23,035
高齢者人口 （65歳以上）	3,346 (7.1%)	3,783 (9.8%)	4,488 (11.6%)	5,211 (13.9%)	6,012 (17.1%)	7,005 (21.0%)	7,820 (25.1%)	8,377 (28.8%)	8,555 (32.9%)	8,853 (38.4%)
生産年齢人口 （15～64歳）	33,393 (70.5%)	26,568 (69.2%)	26,286 (68.2%)	25,336 (67.7%)	23,546 (67.0%)	21,932 (65.6%)	19,644 (63.0%)	17,528 (60.3%)	14,887 (57.2%)	12,205 (53.0%)
年少人口 （0～14歳）	10,630 (22.4%)	8,063 (21.0%)	7,776 (20.2%)	6,867 (18.4%)	5,607 (15.9%)	4,497 (13.5%)	3,717 (11.9%)	3,178 (10.9%)	2,573 (9.9%)	1,973 (8.6%)

資料：平成27年国勢調査

## 2 計画策定の背景

### (1) 世界の動き

1945年（昭和20年）に発足した国連は、20世紀の2度にわたる世界大戦の惨禍の反省に立ち、人権の尊重を平和の基盤とする理念を掲げ、男女平等を人権の柱として位置づけました。

その後、国連は1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、「国際婦人年世界会議」をメキシコシティで開催し、「平等・開発・平和」をスローガンに掲げ、女性問題解決の指針となる「世界行動計画」を採択しました。行動計画では、男女平等の達成のため、「男女の伝統的な役割を変える必要性を認識しなければならない」と性別役割分業の変革が示されました。

また、国際婦人年に続く1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までの10年間を「国連婦人の十年」と定め、男女平等や女性の地位向上を目指し、世界規模での運動を展開し、これによって女性の地位向上に向けた動きが世界的に高まっていきました。

次いで、1979年（昭和54年）、国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、その後の女子に対する差別の撤廃と男女平等の取り組みに向けた原点となりました。

1980年（昭和55年）には、「国連婦人の十年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）がコペンハーゲンで開催され、前年、国連総会で採択された「女子差別撤廃条約」の署名式が行われました。

1985年（昭和60年）には、「国連婦人の十年」最終年会議（第3回世界女性会議）がナイロビで開催され、10年の成果を評価するとともに、なお残された課題解決のため、2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択されました。

更に、1990年（平成2年）には、ナイロビ将来戦略の「第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」（ナイロビ将来戦略勧告）が国連経済社会理事会において採択され、ナイロビ将来戦略の実施ペースを速めるよう、各国政府に要請しました。

1995年（平成7年）には、アジアでは初めて、北京において、第4回世界女性会議が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。行動綱領は、女性の地位向上のため2000年（平成12年）までの5年間に取り組むべき指針を明らかにしたもので各国政府に「行動計画」の策定を求めるとともに、女性のエンパワーメント（\*）の促進やパートナーシップ（政府とNGO（\*）、男性と女性など）の確立が確認されました。

2000年（平成12年）には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、2005年（平成17年）までに女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることなどを盛り込んだ、「政治宣言」

---

\*エンパワーメント：組織の構成員のひとりひとりが、発展や改革に必要な力をつけること。

\*NGO Non Government Organization：非政府組織。国際的に公益的な活動を自主的、自発的に行う民間非営利組織をいい、男女共同参画をはじめ、環境、人権、平和など幅広い分野で活躍している。

及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択しました。

2005年（平成17年）第49回国連婦人の地位委員会界閣僚級会合）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、完全実施に取り組むための宣言を採択しました。

2010年（平成22年）には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から15年目にあたることを記念し、「国連『北京+15』世界閣僚級会合」がニューヨークで開催され「北京宣言及び行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言を採択しました。

2012年（平成24年）には、第56回国連婦人の地位委員会において、東日本大震災の経験や教訓を各国と共有し、より女性に配慮した災害への取組を促進することをめざして、「自然災害におけるジェンダー平等（\*）と女性のエンパワーメント」決議が採択されました。

2015年（平成27年）には、第59回国連婦人の地位委員会において、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」が採択されました。

## （2）日本の動き

このような世界の動きと連動して、我が国においても1975年（昭和50年）、世界行動計画を受けて国内本部機構として内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

1977年（昭和52年）には、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにする「国内行動計画」が策定され、以後その積極的な推進が図られてきました。この結果、「国連婦人の十年」の間に「女子差別撤廃条約」の批准（1985年（昭和60年））をはじめ、「男女雇用機会均等法」の制定や「国籍法」の改正などが行われ、特に法律、制度面での男女平等に関する整備は大きく前進しました。

「国連婦人の十年」の経過後においても、男女の役割を固定的にとらえる意識は根強く残っており、制度上のみならず、実際上の女性の地位を向上させる上で、まだ多くの課題が存在しているため、国の計画的取組が必要とされていました。

このため、1987年（昭和62年）に「ナイロビ将来戦略」の趣旨を受け「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（新国内行動計画）が策定されましたが、1991年（平成3年）には実施ペースを更に速めるため、「新国内行動計画」の第1次改定が行われ、「21世紀の社会はあらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することが不可欠である」との基本認識が示されました。

さらに、1996年（平成8年）、前年の第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」において示された各国が2000年に向けて取り組むべき優先分野が示された

---

\*ジェンダー平等：ジェンダーとは、生物学的な違いに基づく性であるセックスに対して、社会的、文化的に形成された性別のこと。ジェンダー平等は、女性にも男性と同様に、尊厳を持ち、貧困と恐怖から解放され、自由のうちに生きる権利がことから、人権を意味する。

ことから、男女共同参画社会の実現に向けて政府が取り組むべき施策の基本的方向と具体的な内容を示した「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000年（平成12年）には、これに基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

そして、2001年（平成13年）から中央省庁等改革により、総理府男女共同参画室は、内閣府男女共同参画局となりました。

また、同年（平成13年）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、2003年（平成15年）に「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定されるとともに、2004年（平成16年）には「DV防止法」が改正され、保護命令制度の拡充や配偶者からの暴力の定義の拡大、自立支援を含む被害者の保護が盛り込まれました。

2005年（平成17年）には、「育児・介護休業法」が改正され育児・介護休業の対象労働者の拡大や育児休業期間の延長が盛り込まれるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し、男女の性差に応じた確かな医療の推進などの10項目を重点事項として、新たに「第2次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

2007年（平成19年）には、国、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

2010年（平成22年）には、「男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」や、「地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進」などの重点分野を新設した「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

2015年（平成27年）には、仕事と家庭を両立できる環境の整備など、職業生活における女性の活躍を推進する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されるとともに、同年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### （3）北海道の動き

北海道においては、国の「国内行動計画」を受けて、1978年（昭和53年）には「北海道婦人行動計画」が、1987年（昭和62年）には「北海道女性の自立プラン」が策定され、更に、1997年（平成9年）には、男女がともに参画する社会の形成を目指した「北海道男女共同参画プラン」が策定されました。

その後、2001年（平成13年）に「北海道男女平等参画推進条例」が制定されるとともに、男女平等参画に関する計画について、国の「男女共同参画基本計画」策定に伴う見直しにより、2002年（平成14年）には「北海道男女平等参画基本計画」が策定されました。

2006年（平成18年）には、暴力のない男女平等参画社会の実現をめざして、北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画が策定されました。

また、2008年（平成20年）には、前計画策定後の社会情勢の変化や国の動きや北海道男女平等参画審議会の答申等を踏まえ、2017年（平成29年）までの10年を期間とした「第2次北海道男女平等参画基本計画」が策定されました。

2014年（平成26年）には、オール北海道で女性の活躍支援を推進するための機運の醸成を図ることを目的に、「北の輝く女性応援会議」が設置され、2016年（平成28年）には、女性活躍推進法に基づく都道府県の推進計画として「北海道女性活躍推進計画」が策定されました。

#### （4）美唄市の取り組み

美唄市では、国や道の動きに合わせ、1990年（平成2年）3月に女性委員7名で構成する美唄市女性会議を設置し、女性の自立方策に関する協議を続け、1993年（平成5年）5月に「美唄市女性の自立プラン」を策定しました。

2001年（平成13年）7月には、男女共同参画社会基本法に基づく美唄市の計画を策定するため、市民15名による美唄市男女共同参画社会づくり検討委員会を設置し、2002年（平成14年）10月、市民からの視点による「美唄市男女共同参画計画」を策定しました。

2008年（平成20年）4月には、市民7名による美唄市男女共同参画社会づくり検討委員会での検討を重ね提言をいただき、またパブリックコメントによる市民から募集した意見を考慮し、男女がともに人権を尊重され、社会のあらゆる分野において対等なパートナーとして参画できる社会づくりを目指して、「美唄市男女共同参画計画（第2次）」を策定し、様々な分野で男女共同参画に関する施策を展開してきました。

### 3 計画の概要

#### (1) 計画の目標

■この計画は、「美唄市男女共同参画計画（2次）」の進捗状況を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化に対応し、美唄市における男女共同参画社会を実現していくための目標として、次の3つを定めました。

- I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
- II 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり
- III 安心して暮らせる社会づくり

■取り組む基本方針について、可能な限り目標数値を設定しました。



#### (2) 計画の性格

■この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」及び「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」に当たります。

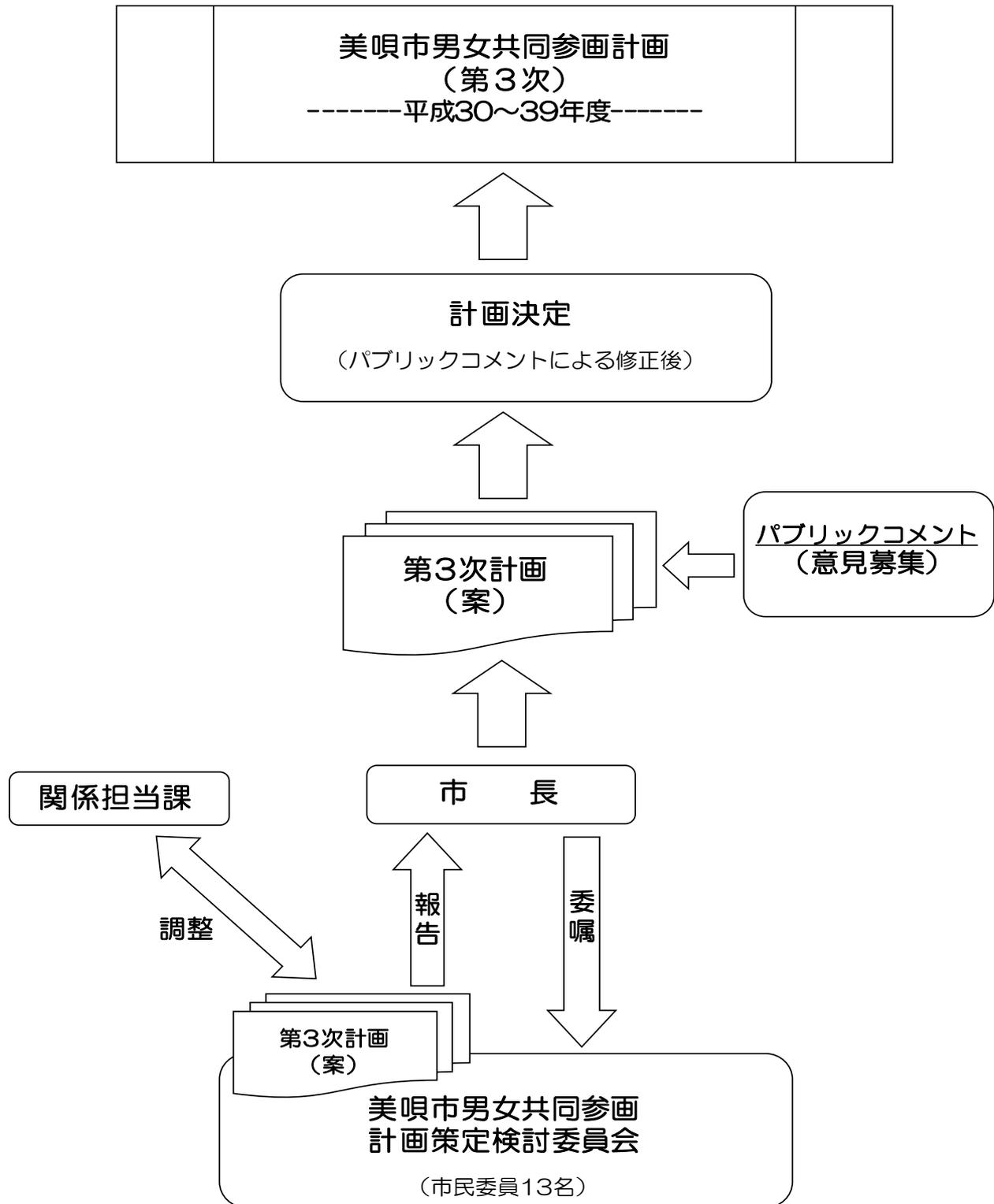
■この計画は、国の「男女共同参画基本計画（第4次）」、「第3次北海道男女平等参画基本計画」及び「美唄市男女共同参画計画（第2次）」を勘案し、「びばい未来交響プラン」（第6期美唄市総合計画）で位置づけた男女共同参画社会づくりを具体化するための計画です。

#### (3) 計画の期間

平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とします。なお、著しい社会経済情勢の変化や国、道の動向に応じ、見直しを行います。

(4) 計画策定の流れ

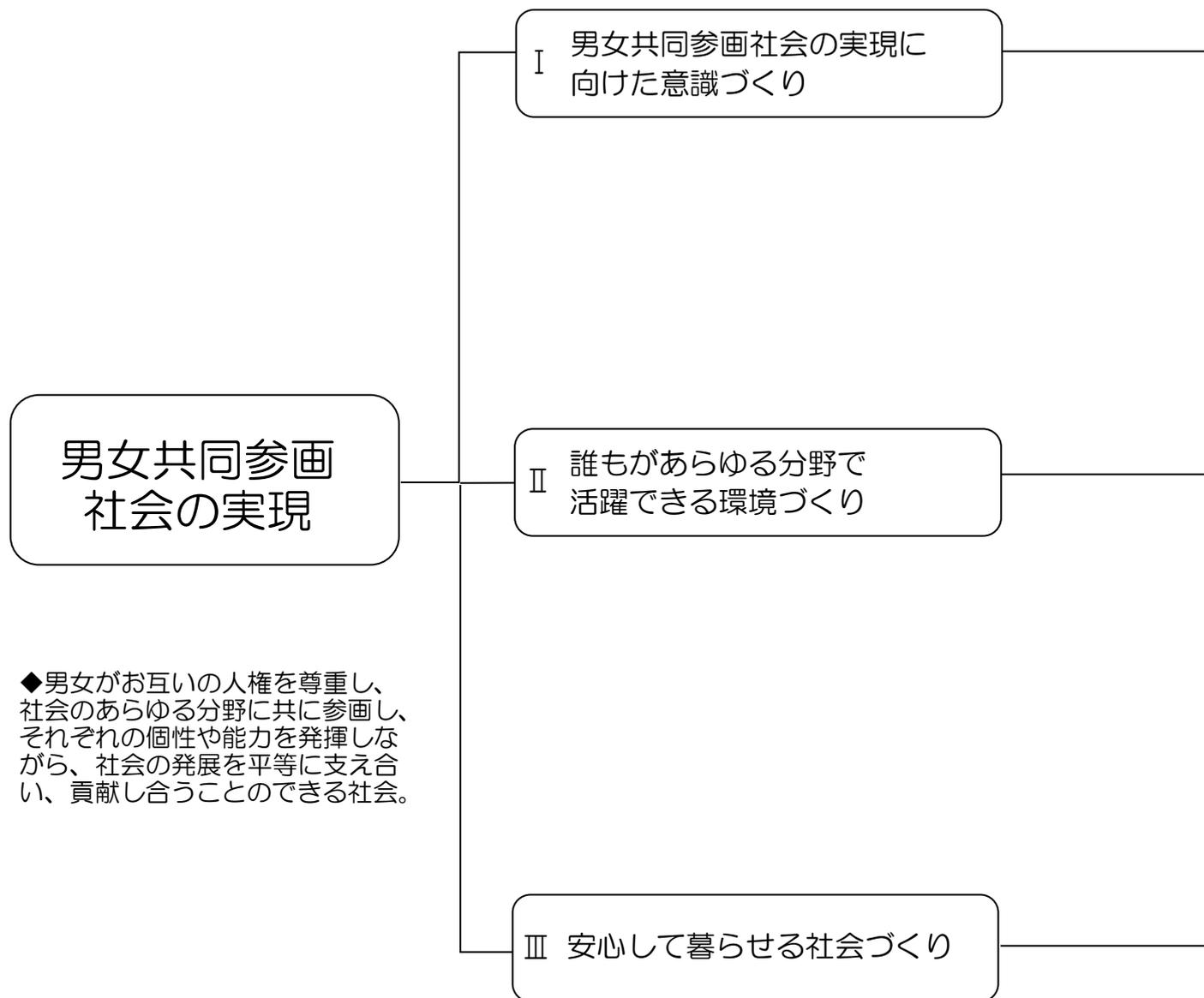
美唄市男女共同参画計画（第3次）策定の流れ



## 第2章 男女共同参画計画

### 〈目 標〉

#### 美唄市男女共同参画計画（第3次） （体系図）

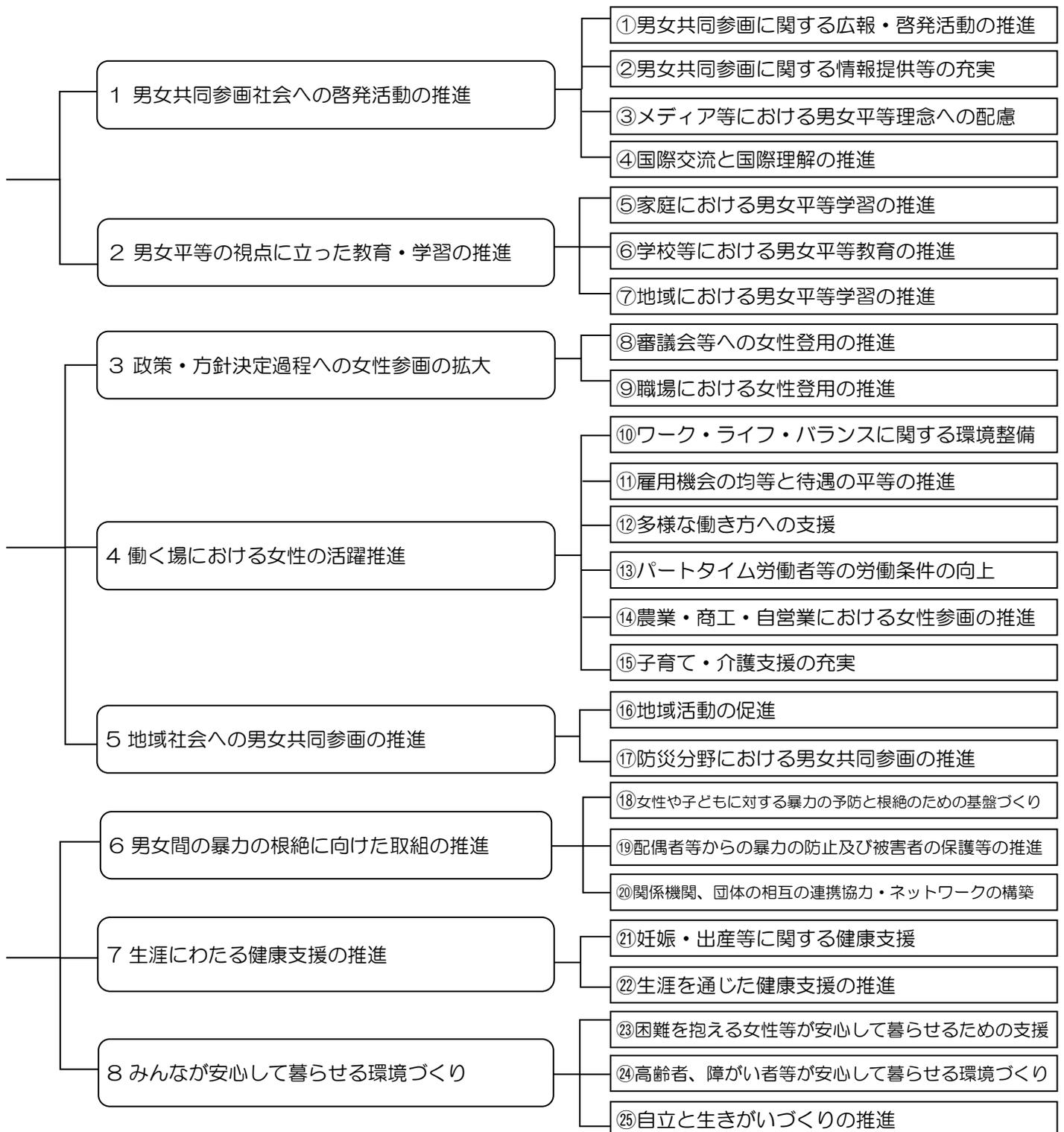


※本計画は、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「市町村基本計画」あり、必要な事項を基本方針6「男女間の暴力の根絶に向けた取組の推進」に盛り込んでいます。

また、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」であり、基本方針3「政策・方針決定過程への女性参画の拡大」及び基本方針4「働く場における女性の活躍推進」に盛り込んでいます。

## 〈基本方針〉

## 〈施策〉



## 目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

### 現状と課題

男女共同参画社会を形成していくためには、男女が互いにその人格を尊重しあう中で、一人ひとりの個性と能力が発揮されることが大切です。また、少子高齢化や人口減少が進む現代において、社会が持続的・安定的に発展していくためには、女性の更なる活躍が不可欠です。

男女がともに社会を支えていくためには、日常生活における制度や慣習などにみられる固定的な性別役割分担意識を解消していくとともに、責任を分かち合いながら、多様な生き方を自ら選択できるようにすることが求められています。

本市においては、男女共同参画の視点に立った意識は徐々に浸透しているものの、「男は仕事、女は家庭」という考え方は根強く残っており、地域全体における男女平等感には至っていない現状にあり、引き続き啓発活動を行っていく必要があります。

また、男女平等についての価値観や意識は、幼い頃からの家庭・学校・地域における生活や教育のあり方に大きく影響されるため、子どもを取り巻く大人たちの役割は非常に重要です。

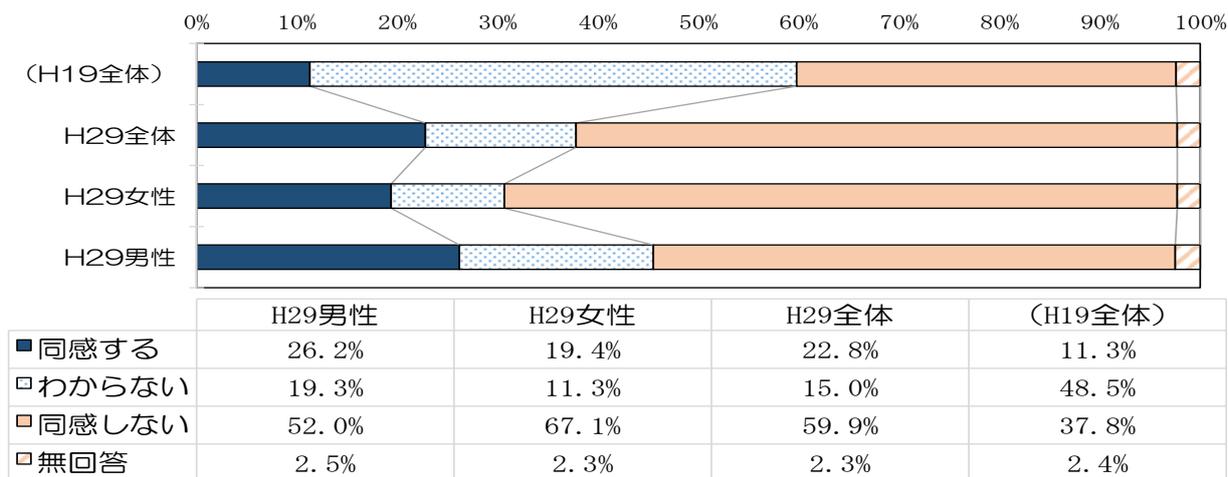
特に、家庭における保護者等の言葉や考え方は、子どもたちに無意識のうちに、「男性は遅くまで仕事をして帰ってくるもの」「女性は家族の食事の用意をするもの」などといった、固定的な性別役割分担意識を植え付けてしまうことにつながります。

地域においても、祭りやイベント等での大人たちの言動や、性別による役割分担は、子どもたちの考え方や意識に影響を及ぼします。

このように、大人たちの考えの影響により、子どもの将来にわたる個性や能力の発揮を妨げてしまうことのないよう、大人たちへの男女共同参画意識の啓発も重要であり、大人たちが積極的に男女共同参画について理解し、子どもとともに考え、様々な活動に参画していくことが重要です。

○「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか

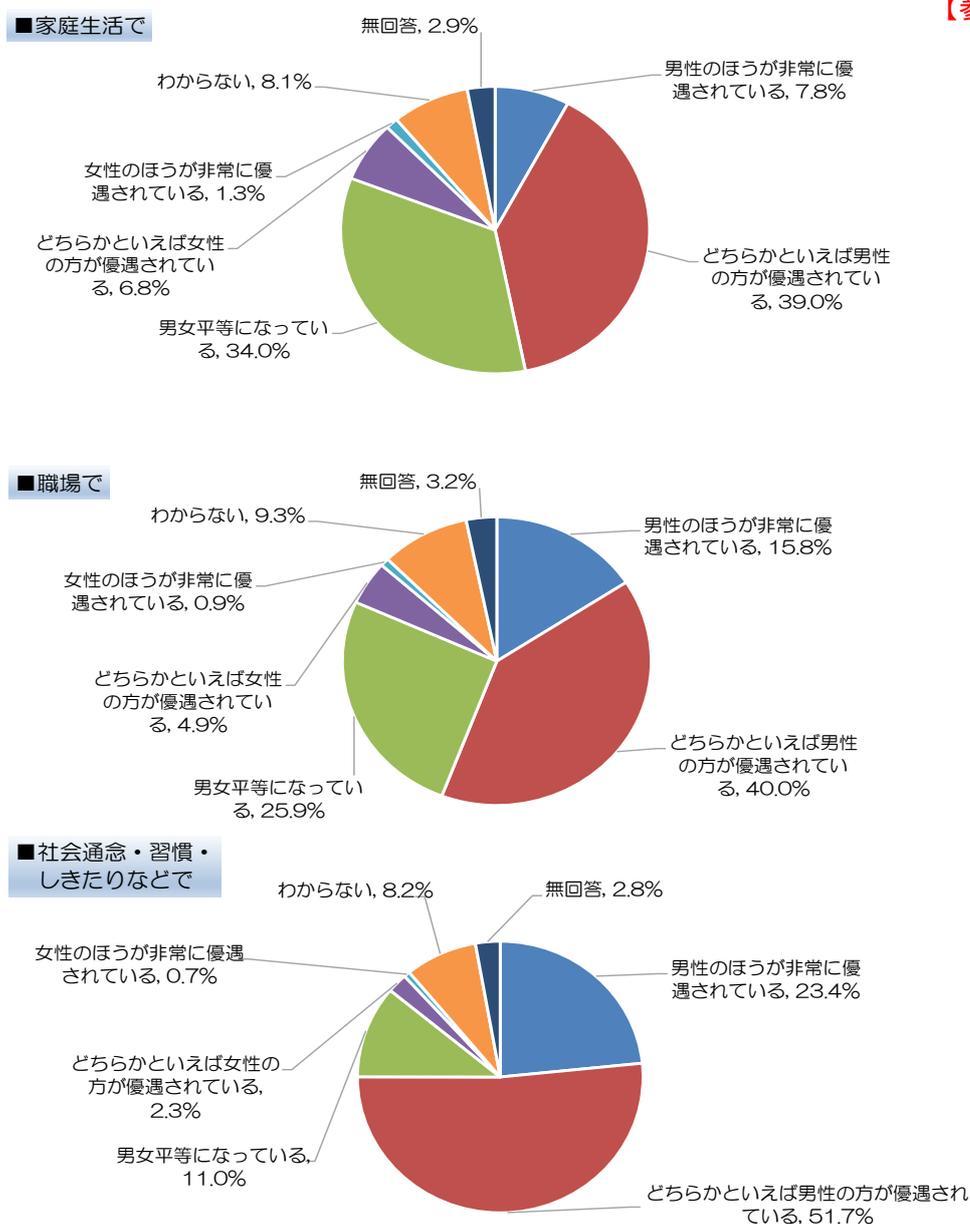
【参考資料3】



資料：平成28年度「まちづくり市民アンケート」美唄市総合政策課

○各分野での男女の地位の平等について

【参考資料4】



資料：平成27年度「道民意識調査4男女平等参画について」北海道環境生活部

## 基本方針1 男女共同参画社会への啓発活動の推進

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消などが大きな課題となっており、男女共同参画社会を実現していく上で、市民理解の促進を図る啓発活動は、全ての取り組みの根幹をなすものです。

このため、様々な機会や媒体を通じて啓発活動を行い、男女共同参画意識の普及と固定的な性別役割分担の意識改革を図ります。

また、情報通信技術の進展に伴い、インターネットなどを介して得られる膨大な量の情報を、自ら取捨選択し、効果的に利用することを身に着ける力が一層求められていることから、メディア・リテラシー(\*)の向上に取り組むとともに、市広報紙やホームページなどを通じて、男女共同参画の視点に立った表現を促進します。

男女共同参画社会の実現は、国際社会における様々な取り組みと密接に関係していることから、男女共同参画の国際的な動向について情報収集と提供に努め、国際理解の促進を図ります。

### ◆目標値

項目	現状値 (H28)	5年後 (H34)	10年後 (H39)
市広報紙等での啓発記事掲載回数	年4回	年8回	年10回

施策	内容	実施主体
①男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画週間(6/23~6/29)の周知・啓発</li> <li>○市広報紙やインターネットなどを活用した広報・啓発活動の充実</li> <li>○まちづくり出前講座やセミナー等の開催による啓発</li> <li>○特に、男性を対象とした男女共同参画社会についての啓発</li> <li>○図書、ビデオ等の啓発資料の貸出</li> </ul>	国・道・市 市 国・道・市 ・民間 国・道・市 市
②男女共同参画に関する情報提供等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画関係資料の収集と提供</li> <li>○図書、ビデオ等の啓発資料の貸出(再掲)</li> <li>○統計調査資料の収集</li> <li>○相談体制の充実</li> </ul>	市 市 市 市
③メディア等における男女平等理念への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有害図書等の監視・環境浄化</li> <li>○メディア・リテラシー向上のための情報提供と意識啓発</li> <li>○広報紙等における男女平等の理念の配慮</li> </ul>	道・市 国・道・市 国・道・市
④国際交流と国際理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際交流事業の推進</li> <li>○男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供</li> </ul>	市・民間 市

\*メディア・リテラシー：テレビなどのメディアが伝える情報をそのまま信じ込んでしまうのではなく、視聴者、読者自身が、自分で考え判断する力のこと。

- HDI（人間開発指数）・GDI（ジェンダー開発指数）・GEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）の国際比較

HDI			GDI			GII			GGI		
(人間開発指数)			(ジェンダー開発指数)			(ジェンダー不平等指数)			(ジェンダー・ギャップ指数)		
17位/188か国			55位/160か国			21位/159か国			111位/144か国		
2015年			2015年			2015年			2016年		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GDI値	順位	国名	GII値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.949	1	ウクライナ	1.000	1	スイス	0.040	1	アイスランド	0.874
2	オーストラリア	0.939	1	フィンランド	1.000	2	デンマーク	0.041	2	フィンランド	0.845
2	スイス	0.939	3	フィリピン	1.001	3	オランダ	0.044	3	ノルウェー	0.842
4	ドイツ	0.926	3	タイ	1.001	4	スウェーデン	0.048	4	スウェーデン	0.815
5	デンマーク	0.925	5	スロベニア	1.003	5	アイスランド	0.051	5	ルワンダ	0.800
5	シンガポール	0.925	6	スウェーデン	0.997	6	ノルウェー	0.053	6	アイルランド	0.797
7	オランダ	0.924	6	クロアチア	0.997	6	スロベニア	0.053	7	フィリピン	0.786
8	アイルランド	0.923	6	パナマ	0.997	8	フィンランド	0.056	8	スロベニア	0.786
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	日本	0.903	55	日本	0.970	21	日本	0.116	111	日本	0.660

<p>「長寿で健康場生活」「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測るもの。(平均寿命、1人あたりGDP、就学率 等)</p>	<p>人間開発における男女格差を表すもので、男女別の人間開発指数(HDI)の比率で示される。各国のGDIランキングは、HDIにおける男女平等からの絶対偏差に基づいており、男性優位の不平等も女性優位の不平等も同じ扱いでランキングに反映される。</p>	<p>国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。(妊産婦死亡率、国会議員の女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)等)</p>	<p>経済、教育、保健、政治の各分野毎に各使用データをウェイト付けして総合値を算出。その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0が完全不平等、1が完全平等。</p>
--	--	--	--

(備考) HDI、GDI及びGIIについては国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書」より、GGIについては世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より作成

資料：内閣府男女共同参画局

## 基本方針2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

少子高齢化や国際化、高度情報化の進展などにより、社会環境が大きく変化している中で、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会に参画していくことが求められています。

こうした中で、男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女平等についての正しい理解や人権・性の尊重、自立の意識を持つことが必要であり、家庭や学校、地域などにおいて教育・学習が果たす役割は大変重要です。

このため、社会のあらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識を払しょくするとともに、男女相互の理解と協力が図られるよう男女平等意識を育む教育・学習を推進します。

### ◆目標値

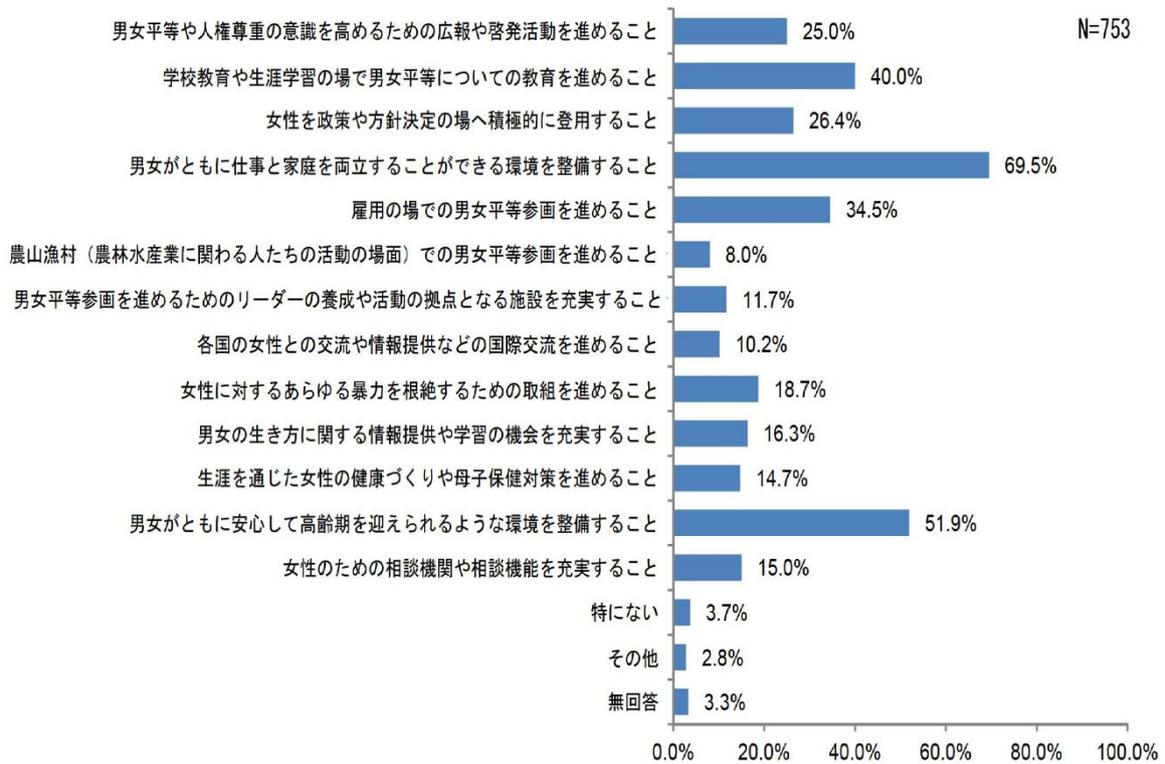
項目	現状値 (H28)	5年後 (H34)	10年後 (H39)
固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合	59.9%	65.0%	70.0%

施策	内容	実施主体
⑤家庭における男女平等学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画週間（6/23～6/29）の周知・啓発（再掲）</li> <li>○まちづくり出前講座やセミナー等の開催による啓発（再掲）</li> <li>○啓発資料の作成・配布</li> </ul>	国・道・市  国・道・市 ・民間 国・道・市
⑥学校等における男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園・保育所での性別にとらわれない教育活動の推進</li> <li>○学校教育での性教育の充実</li> <li>○ジェンダー・フリー（*）学習など小中学校での男女平等教育の推進</li> <li>○高等学校教育での男女平等教育の推進</li> <li>○教職員関係者や保護者に対する男女共同参画社会の正確な理解と促進</li> <li>○人権擁護相談等の実施</li> </ul>	市  市 道・市  道 道・市
⑦地域における男女平等学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発資料の作成・配布</li> <li>○文化講座などにおける現代的課題や地域の実情に応じた学習機会の充実</li> <li>○人権擁護相談等の実施（再掲）</li> <li>○人権擁護週間（12/4～10）の周知・啓発</li> </ul>	国・道・市 市  国・道・市 国・道・市

\*ジェンダー・フリー：人々の行動や生き方をジェンダーによって枠にはめることなく、誰もが自分らしく多様な生き方ができる社会をつくろうという考え方。

○共同で平等に参画する社会を実現するために必要な取組

【参考資料6】



資料：「平成27年 道民意識調査4 男女平等参画について」 北海道総合政策部

○市内小中学校・高等学校での男女混合名簿（\*）の導入状況

【参考資料7】

区分	学校数	導入済校数	導入率
小学校	5校	5校	100.0%
中学校	4校	4校	100.0%
高等学校	2校	1校	50.0%

資料：平成29年4月現在 美唄市教育委員会学務課

\*男女混合名簿：学校の出席名簿や集会の並び方など、男子が先で女子が後という慣習を変えるため、男女混合であいうえお順などにした名簿を使うこと。

## 目標 Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

### 現状と課題

男女が共に活躍できる社会を実現するためには、自らの意思でその個性と能力を十分に発揮することにより、政治や地域、働く場など社会のあらゆる分野に参画（\*）するとともに、政策・方針決定過程の場に女性が参画し、ともに責任を担いながら意見や考え方を反映させていくことが重要です。

女性の就業率は年々増加しており、多くの分野において女性の活躍が進んでいますが、政策・方針決定過程への女性の参画はまだ十分な状況とは言えません。

働く場においては、男性中心の働き方等を前提とする労働慣行が依然として根付いており、育児・介護等と両立しながら能力を十分に発揮して働きたいという女性が思うように活躍できない背景があります。

さらに、政治分野や各種団体、自治会など、あらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、今後、女性の参画を推進していくためには、各組織を担う男性が女性参画拡大の必要性和メリットを理解して環境整備を行うなど、女性登用を後押しすることが必要です。

また、女性自身もそれぞれの持つ個性や能力を發揮し、社会の形成に貢献することへの意識を高めていくことが重要です。

近年、農業分野において女性の経営参画が進んできていますが、農業が基幹産業である本市において、女性がその貢献に見合う評価を受け、家庭・仕事・地域において、対等なパートナーとして位置付けられ、男性と共に経営や多様な活動に参画できる環境づくりが一層必要とされています。

こうしたことから、女性の登用促進や人材育成を行うとともに、就労の場や地域で女性が能力を發揮できる環境を整え、家庭・職場・地域社会などあらゆる分野において男女共同参画を促進する必要があります。

こうした社会情勢のもと、国においては、平成27年8月に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性活躍推進法」を制定するなど、社会全体で女性活躍の動きが拡大し始めています。

今後も少子高齢化の進展や共働き世帯の増加が予想される中で、多様で柔軟な働き方が選択できるよう働き方改革を推進するとともに、ポジティブ・アクション（\*）により職場における男女間格差を是正することなどを通じ、男女の働き方や暮らし方、意識を変革し、互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護等へ参画できるよう職業生活その他の社会生活と家庭生活との調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現する必要があります。

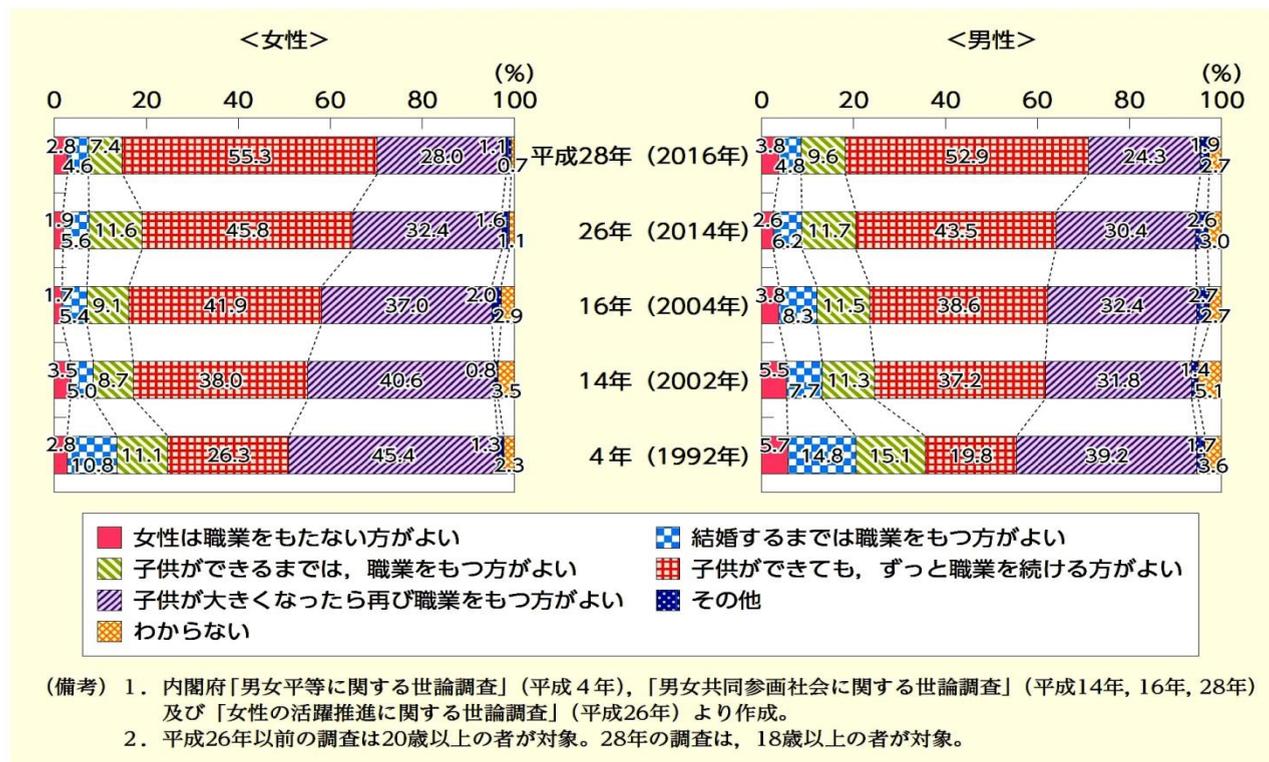
---

\*参画：「参加」が単に仲間に加わることであるのに対し、「参画」は企画、運営、計画立案の段階から決定まで、積極的・主体的にかかわり、その意見を反映させていくことをいう。

\*ポジティブ・アクション：職場での男女の格差の解消を目指して、個々の企業が進める積極的、自主的取り組み。

○女性が職業を持つことに対する意識の変化

【参考資料8】



(備考) 1. 内閣府「男女平等に関する世論調査」(平成4年), 「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14年, 16年, 28年) 及び「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年) より作成。  
 2. 平成26年以前の調査は20歳以上の者が対象。28年の調査は, 18歳以上の者が対象。

資料: 「平成29年度版 男女共同参画白書」 内閣府

○美唄市の産業分類別・男女別就業者数

【参考資料9】

産業大分類別		男	女	総数	構成比
第1次産業	農業	59	40	99	14.5%
	林業	2	0	2	0.1%
	漁業				
小計		61	40	101	14.6%
第2次産業	鉱業	10	2	12	0.3%
	建設業	415	53	468	10.3%
	製造業	304	157	461	10.2%
小計		729	212	941	20.8%
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	23	6	29	0.6%
	情報通信業	19	5	24	0.5%
	運輸業、郵便業	183	21	204	4.5%
	卸売・小売業	238	334	572	17.6%
	金融・保険業	35	47	82	1.8%
	不動産業、物品賃貸業	24	26	50	1.1%
	学術研究、 専門・技術サービス業	44	19	63	1.4%
	宿泊業、飲食サービス業	97	202	299	6.6%
	生活関連サービス業、 娯楽業	64	102	166	3.7%
	教育、学習支援業	89	119	208	4.6%
	医療、福祉	244	661	905	20.0%
	複合サービス事業	71	69	140	3.1%
	サービス業 (他に分類されないもの)	162	111	273	6.0%
公務	276	84	360	7.9%	
小計		1,569	1,806	3,375	61.5%
分類不能の産業		63	49	112	2.5%
合計		2,422	2,107	4,529	100.0%

資料: 平成27年国勢調査

## 基本方針3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

男女共同参画社会の実現には、男女が社会の対等な構成員として、双方の意思が社会の様々な分野に反映できるシステムづくりが必要であり、そのためには女性自身が意欲や能力を高め、エンパワーメントの拡大を図ることが重要です。

国においては、「社会のあらゆる分野において、平成32年(2020年)までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度にする」という目標を掲げ、取り組みを推進していますが、目標達成には至っていない状況です。

このため、男女共同参画に関する情報提供や啓発等を通じて、女性登用への気運の醸成を図るとともに、政治や行政、自治会など様々な分野の意思決定過程に女性が積極的に参画できるよう取り組みを進めます。

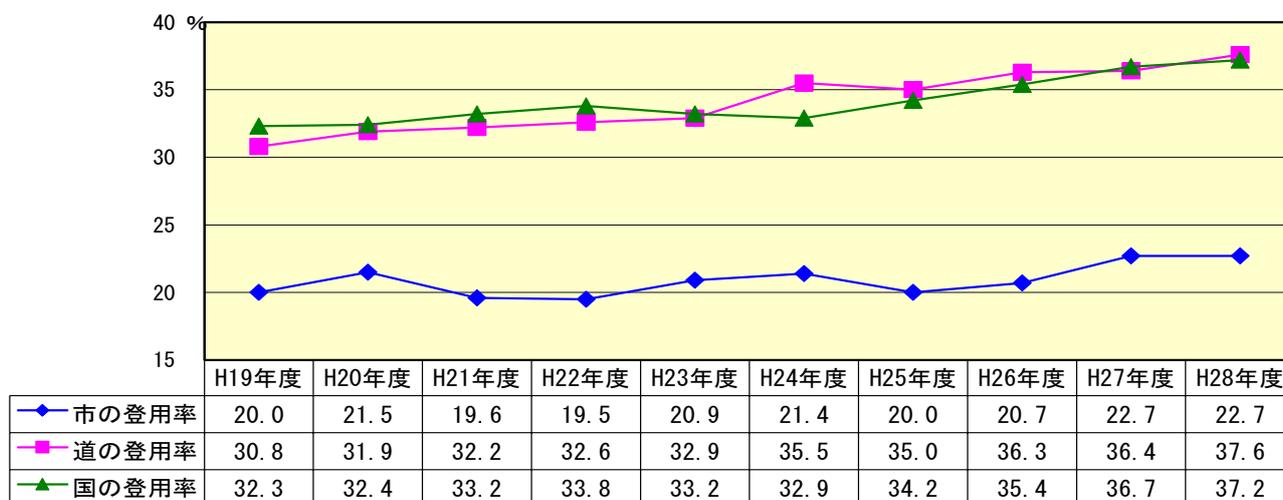
### ◆目標値

項目	現状値 (H28)	5年後 (H34)	10年後 (H39)
市の審議会等への女性登用の割合	22.7%	30.0%	30.0%

施策	内容	実施主体
⑧審議会等への女性登用の推進	○ 審議会等への女性登用の推進	市
⑨職場における女性登用の推進	○市の女性職員の登用促進 ○企業・団体等への女性登用に関する啓発 ○企業・団体等への情報提供	市 市 国・道・市

○審議会等の委員に占める女性の割合

【参考資料10】



資料：美唄市秘書広報課

## 基本方針4 働く場における女性の活躍推進

働く女性の増加に伴い、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正など、男女が互いに協力して働き続けるための法整備は進んでいますが、現実には結婚、出産などを機に仕事を中断する傾向は解消されておらず、非正規雇用として働く女性の割合は、女性就業者の半数を超えています。

また、働きながら出産・育児・介護をすることや長時間労働の問題等により、家庭生活における女性の負担が大きくなるなどの問題も生じています。

このため、男女の均等な就業機会と待遇の確保をはじめ、男女が共にそれぞれのライフステージに応じた多様な働き方を選択できる環境の整備やワーク・ライフ・バランスの普及・啓発など、就業環境の整備に努めます。

### ◆目標値

項目	現状値（H28）	5年後（H34）	10年後（H39）
美唄市は子育てしやすいまちだと思ふ市民の割合	29.0%	60.0%	60.0%

施策	内容	実施主体
⑩ワーク・ライフ・バランスに関する環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ワーク・ライフ・バランスの普及啓発</li> <li>○一般事業主行動計画策定に向けた啓発</li> <li>○ファミリー・フレンドリー企業（*）など企業・団体等への情報提供</li> <li>○労働時間短縮に関する企業等への啓発</li> <li>○育児休業制度の周知</li> <li>○介護休業制度の周知</li> <li>○啓発セミナーなどの開催（再掲）</li> <li>○啓発資料の作成・配布（再掲）</li> <li>○母親教室・父親教室・ペア教室等の開催</li> <li>○企業等に対する母性保護規定等の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・道・市</li> <li>国・道・市</li> <li>国・道・市</li> <li>国・道・市</li> <li>国・道・市</li> <li>国・道・市</li> <li>道・市</li> <li>国・道・市</li> <li>市</li> <li>国・市</li> </ul>
⑪雇用機会の均等と待遇の平等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女雇用機会均等法など労働関係法規の周知</li> <li>○ポジティブ・アクション（*）の啓発・促進</li> <li>○セクシャル・ハラスメントなどの防止のための啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・道・市</li> <li>国・道・市</li> <li>国・道・市</li> </ul>
⑫多様な働き方への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性の職業能力の開発促進</li> <li>○女性の起業・在宅ワーク（*）に関する情報提供</li> <li>○女性の再就職に関する情報提供</li> <li>○ファミリー・フレンドリー企業など企業・団体等への情報提供（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市・民間</li> <li>国・道・市</li> <li>国・市</li> <li>国・道・市</li> </ul>
⑬パートタイム労働者等の労働条件の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パートタイム労働法などの周知</li> <li>○労働条件明示義務の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・道・市</li> <li>市・民間</li> </ul>

施 策	内 容	実施主体
⑭農業・商工・自営業における女性参画の推進	○農業・商工団体への女性の参画の促進 ○家族経営協定（*）の締結など農業経営への女性の参画の促進 ○農山漁村女性の日（3/10）の周知・啓発 ○商工・自営業経営への女性参画の促進	市・民間 市・市民  国・道・市 市・市民
⑮子育て・介護支援の充実	○延長保育、一時保育など保育の充実 ○放課後児童対策の充実 ○ファミリー・サポートセンター（*）など子育てサークルやボランティアの育成・支援 ○ひとり親家庭への支援 ○育児休業制度の周知（再掲） ○子育て相談の充実 ○在宅福祉サービスの充実 ○家族介護者への支援 ○バリアフリー住宅改修の促進 ○介護休業制度の周知（再掲） ○母親教室・父親教室・ペア教室等の開催（再掲）	市 市 市  市 国・道・市 市 市 市・民間 道・市 国・道・市 市

\*ファミリー・フレンドリー企業：仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業。国の助成制度がある。

\*ポジティブ・アクション：固定的な役割分担意識や過去の経緯から「営業職に女性はほとんどいない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのこと。

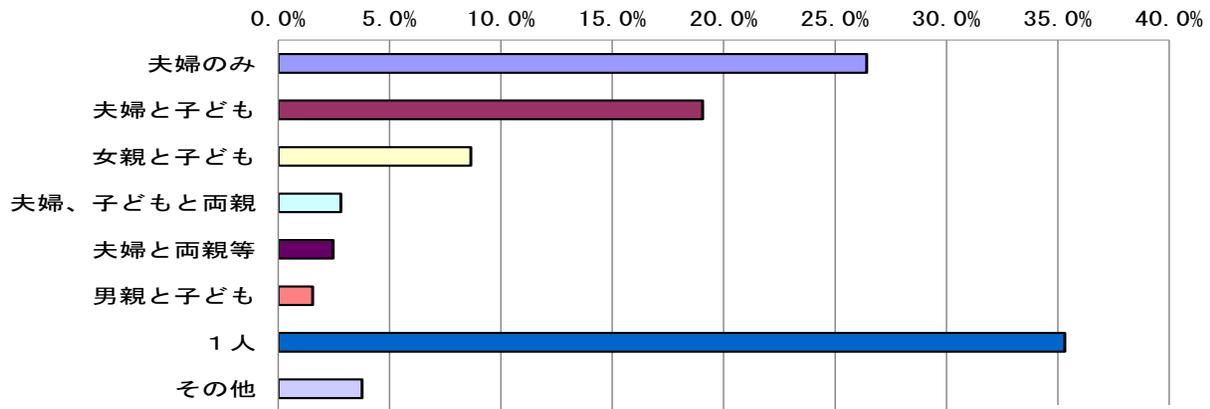
\*在宅ワーク：情報通信機器を活用して請負契約に基づきサービスの提供等を行う在宅形態の働き方のうち、主として他の者が代わって行うことが容易なものをいう。

\*家族経営協定：家族経営を営む農家において、家族のそれぞれの能力や状況に応じた役割や権利について家族全員が平等な立場で話し合い、全員の総意により取り決め、文書化すること。協定の内容の主なものとしては、営農計画、作業分担、労働報酬、休日・余暇計画などがある。

\*ファミリー・サポートセンター：急な残業や子どもの病気の際などの保育ニーズに対応するため、地域において子育ての援助をしたい人（協力会員）と援助を受けたい人（利用会員）がグループをつくり、利用会員の必要に応じて、協力会員が保育サービスを提供する会員組織。

○美唄市における家族類型

【参考資料11】



平成27年国勢調査

○市立保育所の状況

【参考資料12】

保育所名	開設期間	定員	入所率	保育時間 (最大)	対象 年齢	一時 保育	障が い児 保育	延長 保育
ピパの子 保育園	4月～3月	150人	72.7%	7:30～18:30	2月以上	実施	実施	実施
認定こども園 ひまわり	4月～3月	35人	40.0%	7:30～18:30	1歳以上		実施	実施
茶志内双葉 保育園	4月～3月	45人	37.8%	7:30～18:00	1歳以上			
峰延保育所	4月～3月	60人	15.0%	7:45～17:45	1歳以上			
				(土曜8:00～7:00)				
進徳保育園	4月～3月	60人	93.3%	7:40～18:00	1歳以上			

(延長保育は19:30まで実施)

○私立保育所の状況

施設名	開設期間	定員	入所率	保育時間	対象年齢
北海道せき損センター すずらん保育所	4月～3月	20人	25.0%	7:45～18:00	6月以上
花田病院附属 あゆみ保育園	4月～3月	20人	50.0%	24時間	3月以上
美唄私立ひかり保育園	4月～3月	10人	10.0%	8:00～17:00	1歳以上
はぐくみ託児所	4月～3月	13人	46.2%	7:20～19:00	2月以上
乳幼児保育クラブ ぞうさん美唄ルーム	4月～3月	14人	7.1%	7:30～15:00 (仕事終了まで)	3歳以上

○幼稚園の状況

幼稚園名	定員	園児数				入所率
		3歳児	4歳児	5歳児	計	
栄幼稚園 (市立)	35人	8人	13人	8人	29人	82.9%
美唄アカシア幼稚園 (私立)	90人	18人	14人	26人	58人	64.4%
美唄めぐみ幼稚園 (私立)	70人	8人	16人	18人	42人	60.0%
計	195人	34人	43人	52人	129人	66.2%

資料：平成29年4月現在 美唄市こども未来課・学務課

○農村女性団体・企業

【参考資料13】

・団体

名 称	会員数	主な活動内容
あすなろ	12人	生活改善活動
おいで菜祭（中村ファーム）	10人	農産物直売
気ままな主婦の会	6人	大豆製品の加工・販売
さんりん舎	3人	農産物加工・販売
紬の会	6人	生活改善活動
夢の実	15人	女性のネットワークづくり（交流活動）

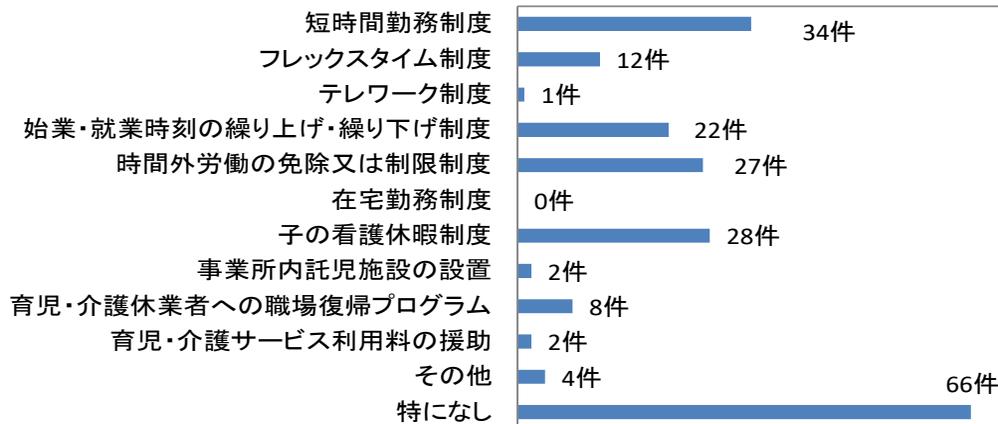
・企業

名 称	社員数	主な活動内容
合同会社 なかむらえぶろん倶楽部	8人 (賛助会員11人)	「中村のとりめし」製造・販売

資料：平成29年10月現在 美唄市農政課

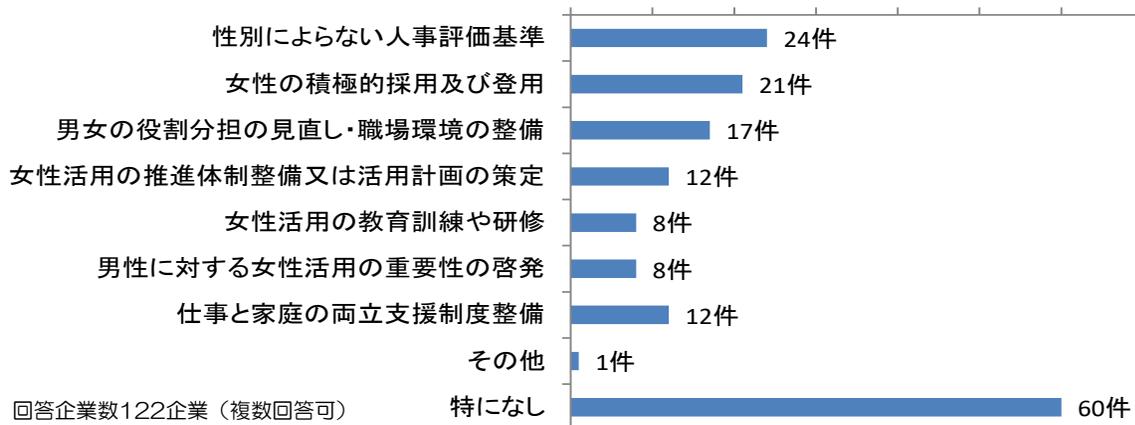
○働きながら育児や介護を行う従業員のための制度

【参考資料14】



回答企業数122企業（複数回答可）

○女性を積極的に活用するための事業所の取り組み



回答企業数122企業（複数回答可）

資料：平成28年度「男女共同参画に関する事業所アンケート」美唄市秘書広報課

## 基本方針5 地域社会への男女共同参画の推進

少子高齢化や地域住民同士のつながりが希薄になっている中で、地域コミュニティを維持していくためには、あらゆる年代の男女が個性と能力を発揮し、活動していくことが必要です。

そのため、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が対等な立場で地域活動や社会活動に参画することができるよう、男女共同参画意識の啓発や情報提供に努めます。

また、防災に関しては、女性と男性では災害から受ける影響に違いがあることに十分配慮することが必要であり、女性の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。

### ◆目 標 値

項目	現状値 (H28)	5年後 (H34)	10年後 (H39)
自治防災組織率	19.1%	50.0%	60.0%

施 策	内 容	実施主体
⑩地域活動の促進	○地域活動への支援 ○男女に偏らない地域活動への参画促進 ○女性団体への支援	市 市・民間 市
⑪防災等における男女共同参画の推進	○防災組織等における女性参画の推進 ○女性消防団員の入団促進	国・道・市 国・道・市

【参考資料15】

○住民自治組織における男女別会長数

区 分	男性会長数	女性会長数	計
人 数	221人	11人	232人
比 率	95.3%	4.7%	100.0%

資料：平成29年10月現在 美唄市秘書広報課

## 目標 Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり

### 現状と課題

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりの人権が尊重され、性別により差別されないことが大切です。配偶者・パートナーからの暴力(以下「DV」という。)(\*)、性暴力、セクシャル・ハラスメント(\*)などの暴力は、重大な人権侵害であると同時に、男女の平等やお互いの尊厳を重んじた対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害する要因となっています。

特にDVは、被害者の多くは女性であり、暴力の要因として男女間の経済力や社会的地位の格差、固定的な性別役割分担意識など、男女が置かれている状況等が深く関わっている構造的な問題であることから、暴力の根絶は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という。)(\*)やインターネットなどのコミュニケーションツールを利用した暴力や性犯罪などが社会的に増加しており、そうした新たな形の暴力への迅速かつ確な対応とともに、予防のための啓発等の推進や、横断的な連携で切れ目のない相談支援を構築していくことが求められています。

また、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画の形成に当たっての前提です。

女性は妊娠や出産を経験する可能性があるなど、男性と異なった健康上の問題に直面することに留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(\*)の視点を踏まえ、女性の生涯を通じた健康の保持・増進を支援する一層の取り組みが必要です。

さらに、社会全体として、単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化の進展などにより、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られます。男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる男女共同参画の推進のためには、このように様々な困難な状況に置かれている人々が社会の中で自立し、健康で安心して暮らせる環境整備を進めていくことが必要です。

---

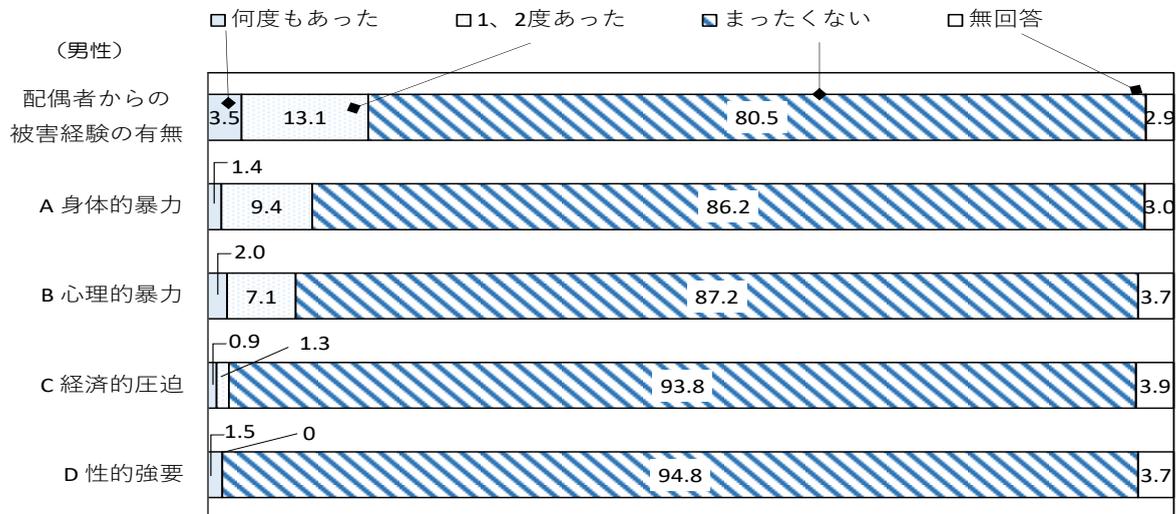
\*DV：「夫や恋人などの親密な関係にある人から女性に対して振るわれる暴力」という意味。広義には女性以外にも家庭内の子どもや高齢者などへの暴力も含む。

\*セクシャル・ハラスメント：相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさを流すなど、さまざまな態様のものが含まれる。

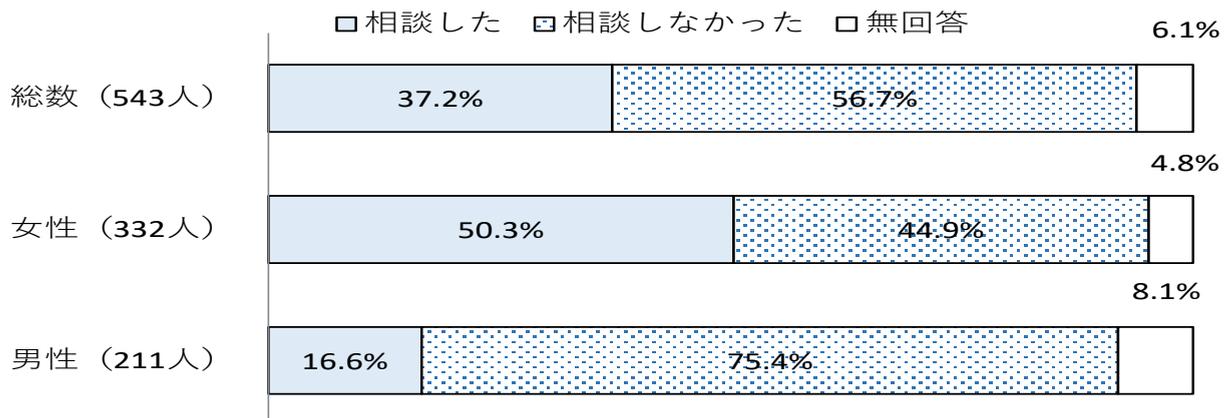
\*SNS：友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

\*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のこと。

○配偶者からの被害経験（全国）



○配偶者からの被害の相談の有無（全国）



資料：平成26年調査「男女間における暴力に関する調査」  
内閣府男女共同参画局

## 基本方針6 男女間の暴力の根絶に向けた取組の推進

配偶者等からの暴力は個人の問題に止まらず、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。しかし、実際には、そうした暴力は個人や家庭内などの限られた間柄での問題であると捉えられ、周囲が気づかないうちに、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

また、家庭内の暴力は、配偶者のみならず、その子どもに対しても心身の発達や人格の形成に深刻な影響を及ぼす場合があります。

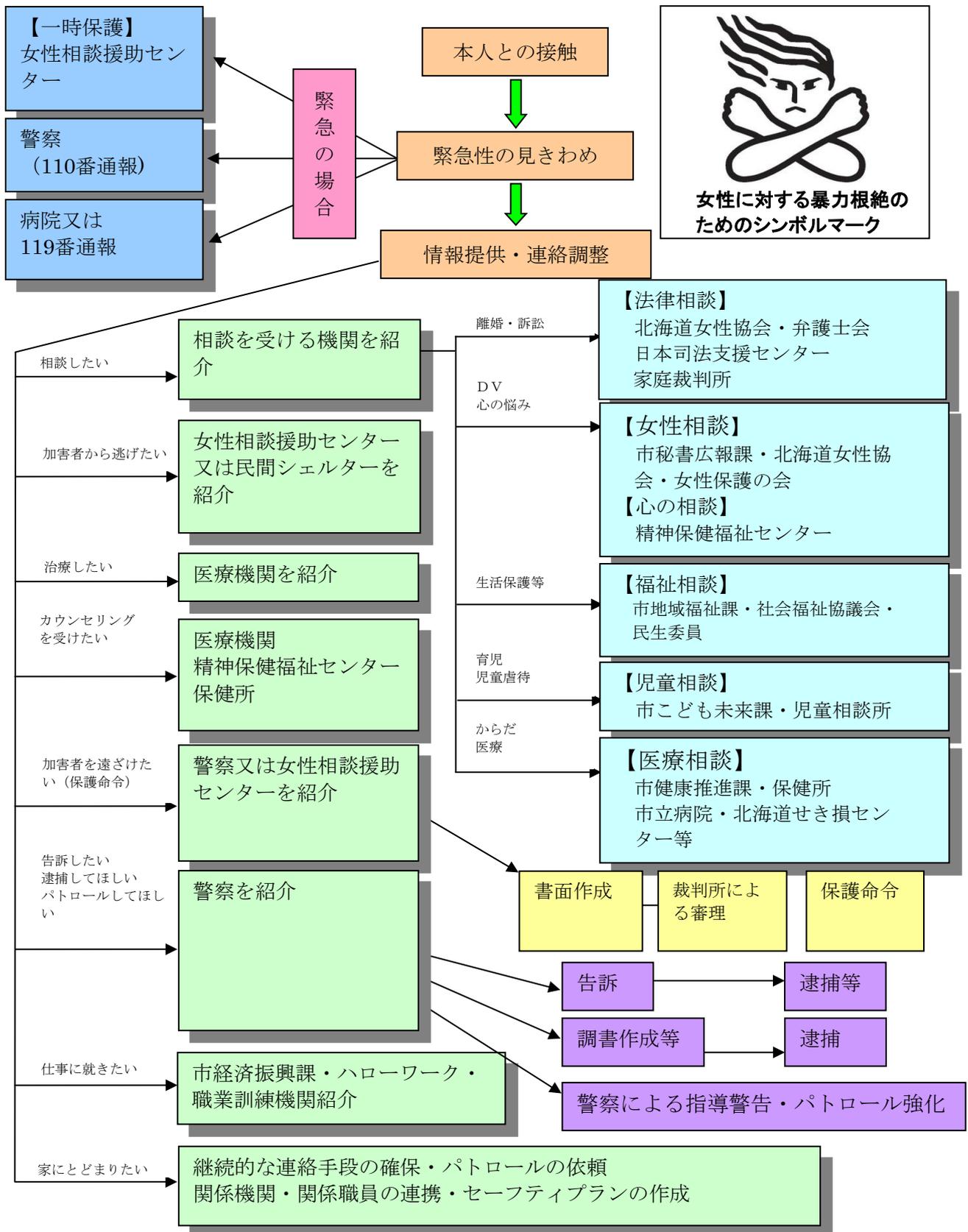
このため、暴力の予防と根絶に向けて、広く意識の啓発や情報提供に努めるとともに、被害者が相談しやすい体制づくりや、関係機関との連携により迅速・的確な対応を図り、「暴力を許さない、見逃さない地域づくり」を進めます。

### ■ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本的な方針 ■

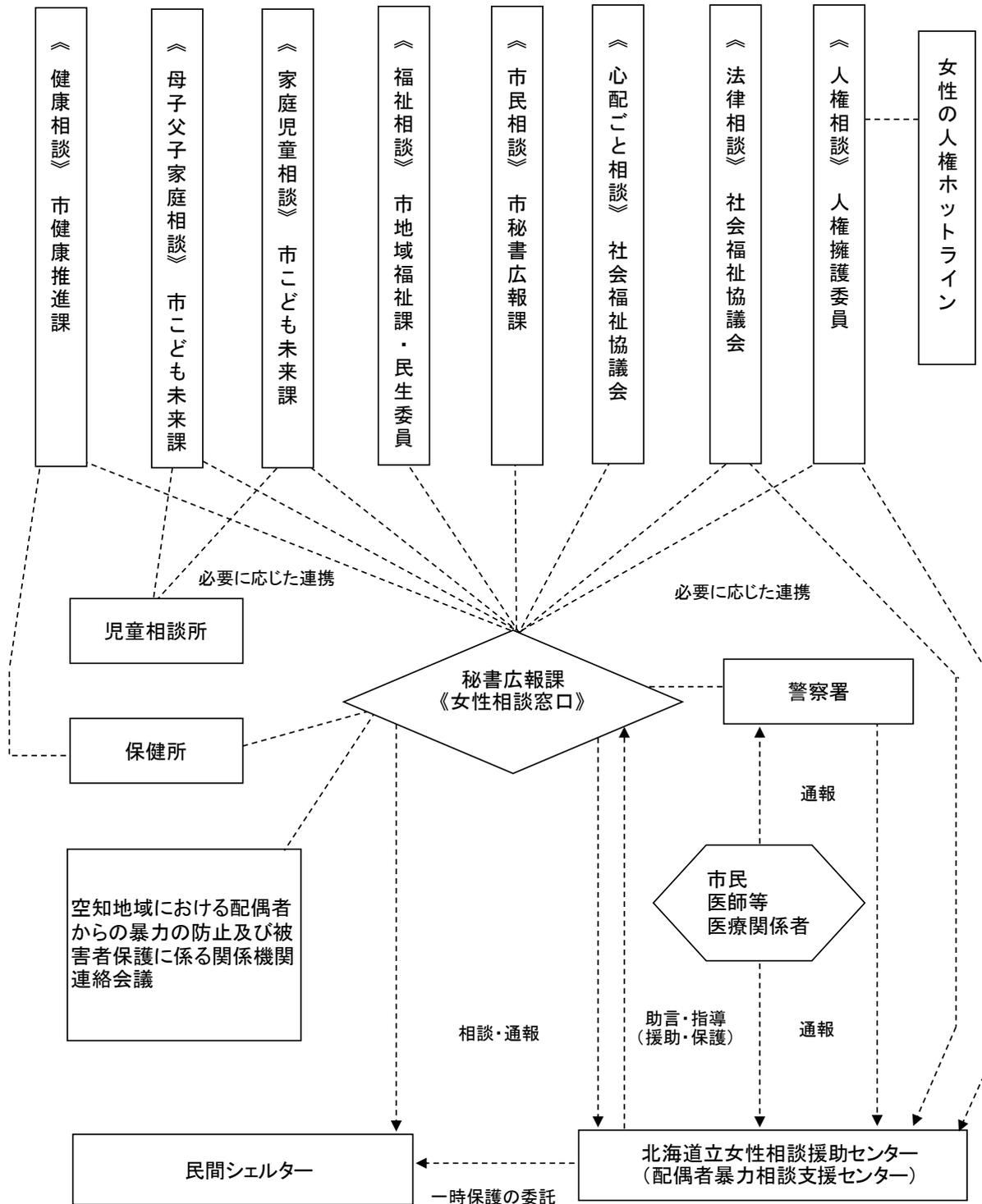
- 1 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力を容認しない社会づくり、男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け啓発を進めます。
- 2 被害者の安全の確保を第一に、配偶者からの暴力の被害が深刻化する前のできるだけ早い段階での発見や相談体制の充実を図るなど被害者と子どもの適切な保護に努めます。
- 3 被害者の状況や意思に応じた総合的、継続的な支援に努め、被害者の自立を支援します。
- 4 関係機関、団体の相互の連携強化を促進し、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援のためのネットワークの構築に努めます。

施策	内容	実施主体
⑱ 女性や子どもに対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○暴力被害の情報収集と提供</li> <li>○DV防止法等の周知・啓発</li> <li>○「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12～25)の周知・啓発</li> <li>○セクシャル・ハラスメント防止のための啓発(再掲)</li> <li>○女性相談窓口の周知</li> <li>○相談体制の充実(再掲)</li> <li>○児童虐待や子どもを対象とした犯罪防止に向けた啓発</li> </ul>	国・道・市 国・道・市 国・道・市  国・道・市  市 市 国・道・市 ・民間
⑲ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配偶者暴力相談支援センターや警察等との連携強化</li> <li>○児童虐待など関連する問題への対応</li> <li>○相談員へのDV等についての研修</li> </ul>	道・市・民間 道・市 道・市
⑳ 関係機関、団体の相互の連携協力・ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空知地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に係る関係機関連絡会議</li> <li>○庁内における連絡会議</li> </ul>	道  市

被害者の自己決定を支援するための基本フロー図

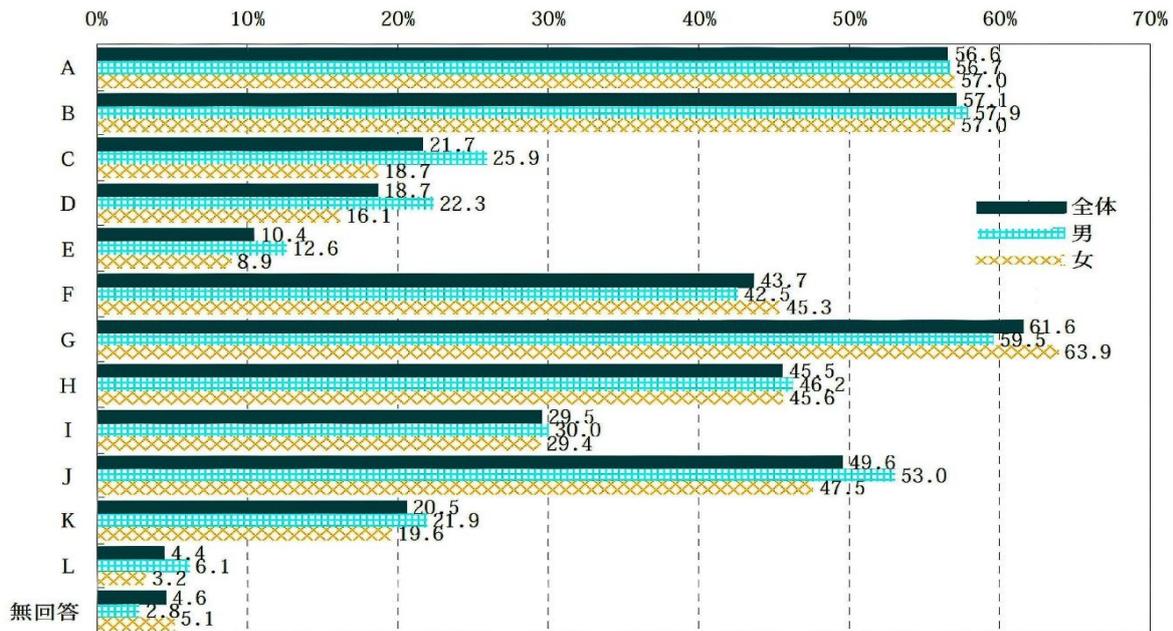


DV相談連携体制図



○DVを防止するためにはどのようなことが必要か

【参考資17】



- A 家庭で、保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う
- B 学校教育の中で、児童・生徒を対象にDVについての教育を行う
- C 地域で、DVを防止するための講演会、研修会、イベントなどを行う
- D 職場で、講演会、研修会などを行う
- E 道内各地で、道民を対象に講演会などを行う
- F メディアを活用して、DV根絶を呼びかける
- G 被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす
- H 被害者のための一時保護所や保護施設を整備する
- I 加害者の更生のための矯正プログラムを実施する
- J 加害者への罰則を強化する
- K 暴力を助長するおそれのある情報を取り締まる
- L その他

資料：「DV（配偶者からの暴力）に関する意識調査

○配偶者からの暴力に関する相談件数と一時保護数（美唄市）

【参考資料18】

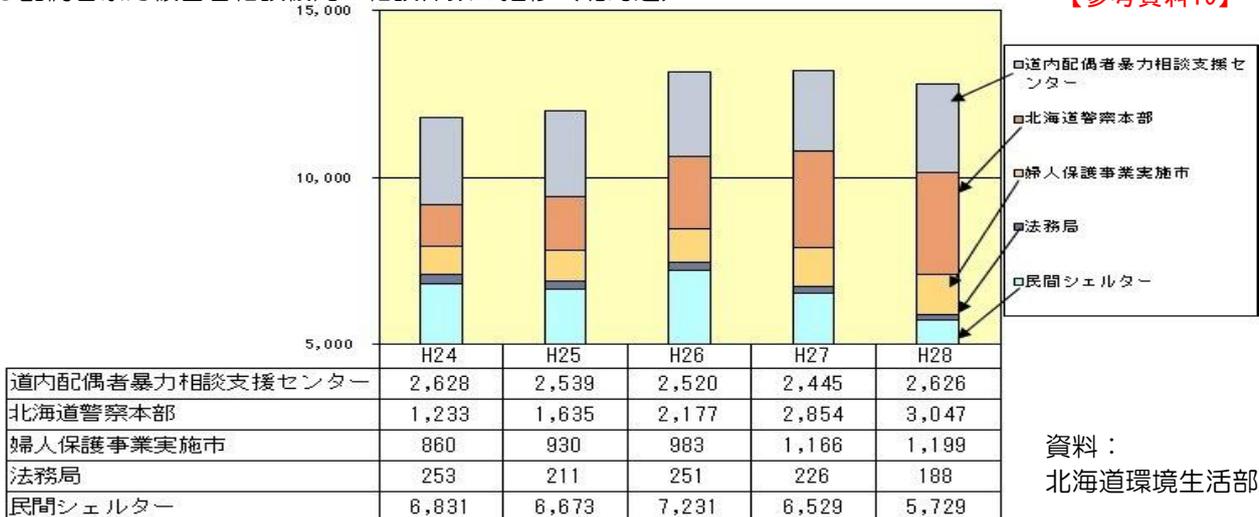
相談場所	H25	H26	H27	H28	H29 (※)
美唄市	2	2	3	6	0
空知総合振興局	3	1	1	11	0
女性相談援助センター	4 (1)	2 (1)	5 (2)	12 (2)	0 (0)
合計相談件数	9	4	9	22	0

(※) ( )は一時保護件数、H29は9月末現在の件数。

資料：北海道・美唄市秘書広報課

○配偶者暴力被害者相談機関の相談件数の推移（北海道）

【参考資料19】



資料：北海道環境生活部

## 基本方針7 生涯にわたる健康支援の推進

男女がともに生涯を通じて心身ともに健康で過ごすことは、男女共同参画社会を実現していくための最も基本的な条件です。

誰もが、心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう、男女の性差に応じ、一人ひとりの健康を生涯にわたり包括的な支援を行うとともに、自らの健康について正しい知識や情報を入手し、主体的に行動できるよう取り組みを進めます。

また、本市が先進的に取り組んでいる受動喫煙対策の推進をはじめ、近年はメタボリック症候群などの生活習慣病のほか、うつ病など心の健康も問題となっていることからメンタルヘルス対策なども含め、総合的な健康支援に取り組みます。

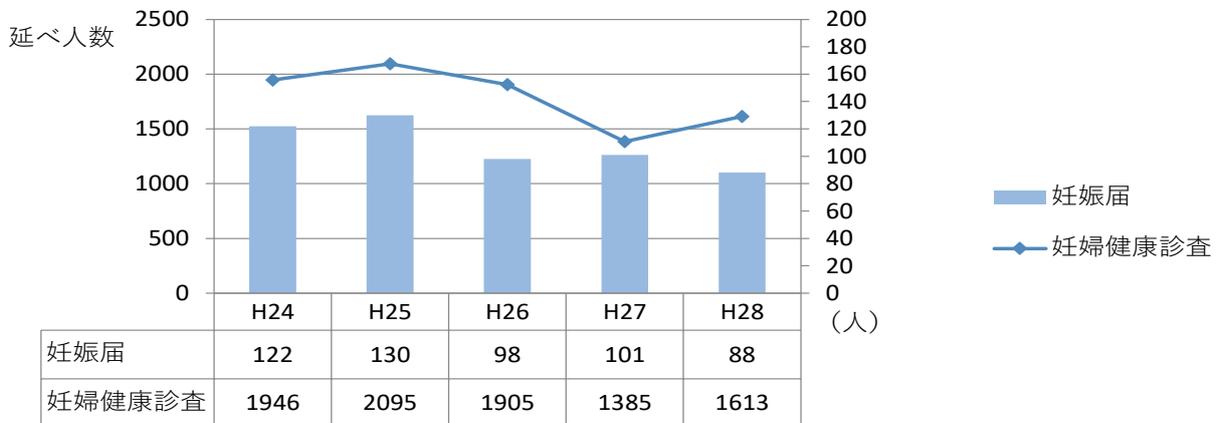
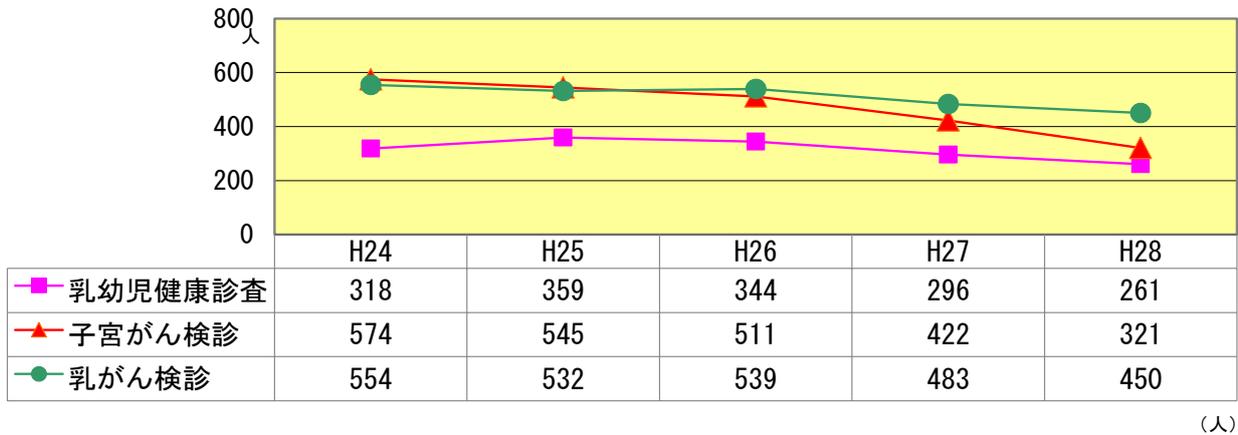
### ◆目 標 値

項目	現状値 (H28)	5年後 (H34)	10年後 (H39)
自分が健康だと思う市民の割合	71.1%	75.0%	75.0%

施 策	内 容	実施主体
②1妊娠・出産等に関する健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女で違うからだと病気に関する情報収集と提供</li> <li>○妊産婦健診等の実施</li> <li>○企業等に対する母性保護規定等の周知(再掲)</li> </ul>	国・道・市  市 国・市
②2生涯を通じた健康支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児健康診査の実施</li> <li>○乳幼児医療費の助成</li> <li>○妊産婦健診等の実施(再掲)</li> <li>○成人検診等(特定健康診査)の実施</li> <li>○HIV/エイズ、性感染症に関する啓発の充実</li> <li>○学校教育での性教育の充実(再掲)</li> <li>○喫煙、飲酒による健康被害の情報提供</li> <li>○メンタルヘルスケアの充実</li> </ul>	市 道・市 市 市 市  市 道・市 国・道・市

○女性に関する主な検診等の受診者数の推移

【参考資料20】



資料：美唄市健康推進課

○受動喫煙防止に関する取組について

【参考資料21】

◆受動喫煙防止に取り組んでいる市内事業所

回答内容	回答数	割合
取り組んでいる	130	61.0%
取り組んでいない	80	37.6%
無回答	3	1.4%
計	213	100.0%

◆受動喫煙対策に取り組む理由

回答内容	回答数	割合
利用者の健康を守るため	72	25.5%
利用者により良いサービスを提供するため	49	17.4%
利用者から要望があったため	6	2.1%
従業員の健康を守るため	72	25.5%
従業員からの要望があったため	14	5.0%
受動喫煙防止対策は世界的な動きである	26	9.2%
会社・本部などの方針であるため	33	11.7%
テナントとして入っている施設の方針	1	0.4%
その他	4	1.4%
特に理由はない	5	1.8%
計	282	100.0%

資料：「平成28年度受動喫煙に関わる事業所調査」美唄市健康推進課

## 基本方針8 みんなが安心して暮らせる環境づくり

あらゆる分野における女性の活躍を推進するためには、社会の安全性を高め、ひとり親家庭や生活困窮家庭、高齢者や障がい者など、困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備が求められています。

また、地域で高齢者の生活を支えていくためには、地域包括ケアシステムの構築や介護保険制度による適切なサービスの実施など、高齢者や介護家族への支援が必要です。

このため、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる支援体制の整備を進めます。

また、高齢者や障がい者などが社会の一員として、生きがいを持って活躍できるよう、社会参加活動や学習活動の促進を図ります。

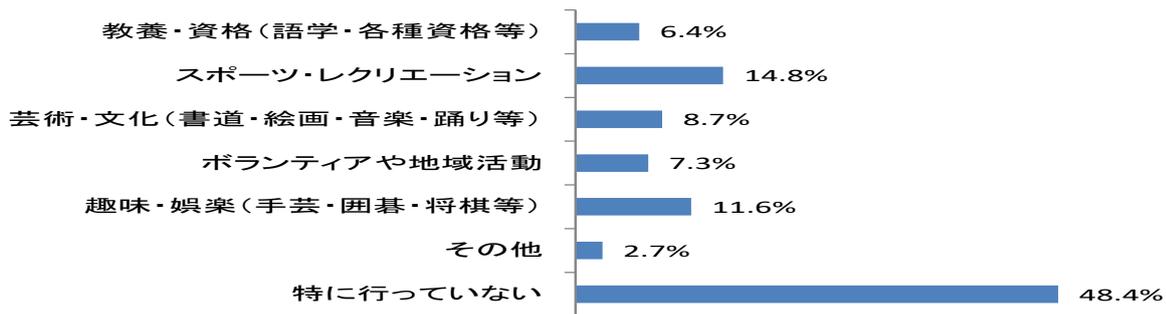
### ◆目標値

項目	現状値 (H28)	5年後 (H34)	10年後 (H39)
生涯学習・スポーツに取り組んでいる市民の割合	40.8%	50.0%	50.0%
生きがいを持っている高齢者の割合	63.8%	80.0%	80.0%

施策	内容	実施主体
⑳ 困難を抱える女性等が安心して暮らせるための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活困窮支援</li> <li>○女性相談窓口の周知（再掲）</li> <li>○ひとり親家庭への支援（再掲）</li> <li>○子育て相談の充実（再掲）</li> </ul>	市・民間 市 市 市
㉑ 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護についての学習機会の充実</li> <li>○介護保険によるサービスの充実</li> <li>○バリアフリー住宅改修の促進（再掲）</li> <li>○健康づくりの普及・啓発</li> <li>○介護予防の推進</li> </ul>	市 市・民間 道・市 市 市・市民
㉒ 自立と生きがいづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化講座などにおける現代的課題や地域の実情に応じた学習機会の充実（再掲）</li> <li>○芸術鑑賞機会の充実</li> <li>○スポーツ・レクリエーション活動の促進</li> <li>○女性団体等への情報提供と連携強化</li> <li>○高齢者の生きがいづくりと社会参加</li> <li>○障がい者の自立に向けた支援</li> <li>○食育の推進</li> </ul>	市 市 市・民間 市 市・民間 市 国・道・市

○生涯学習として行っている活動

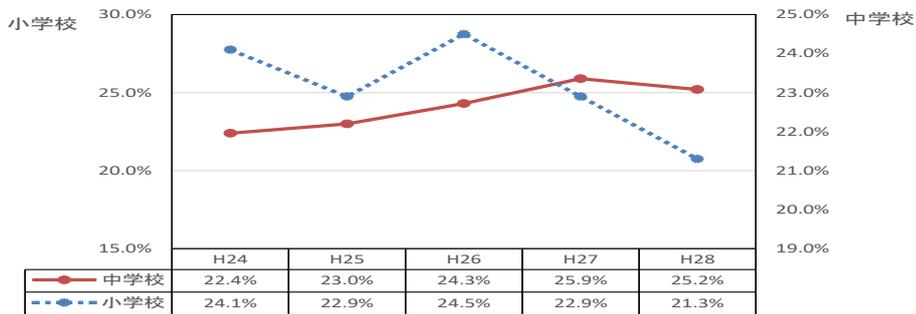
【参考資料22】



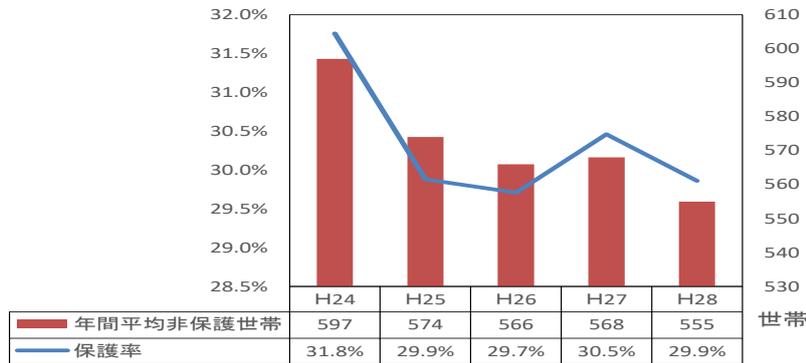
資料：「平成29年度美唄市まちづくり市民アンケート調査」美唄市総合政策課

○就学援助認定率

【参考資料23】



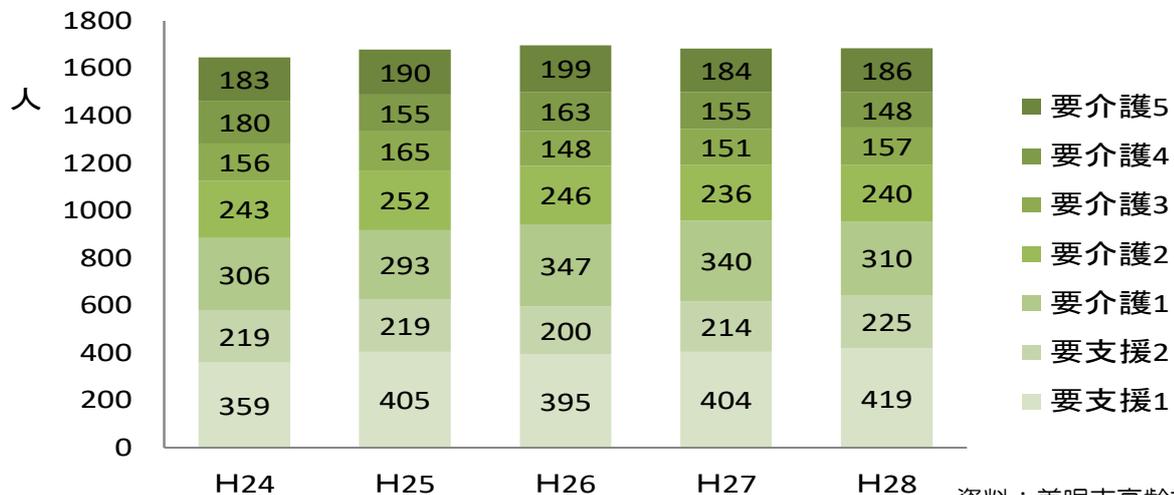
○生活保護率



資料：美唄市学務課・地域福祉課

○要介護等認定者数の推移

【参考資料24】



資料：美唄市高齢福祉課

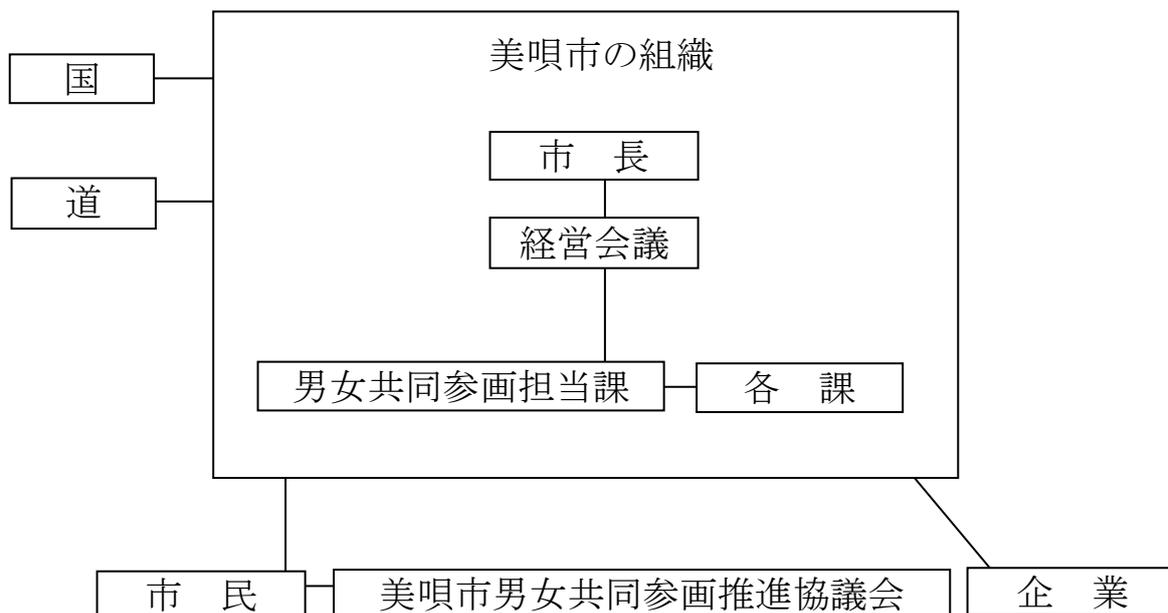
## 第3章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

男女共同参画の様々な施策を総合的に推進するため、全庁的な連携体制のもと、市の職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持って、計画の推進に努めます。

また、男女共同参画社会の実現は、行政の取組だけで実現できるものではありません。このため、市民や事業者、関係団体等との連携・協力を図りながら、地域が一体となった取組を進めます。

◎計画推進体制のイメージ



### 2 計画の推進管理

この計画を着実に推進するため、事業の進捗管理及び施策の効果的な推進を図るとともに、その結果を市ホームページなどにより公表し、情報共有を図ります。

## 参 考 資 料

- 1 男女共同参画の動き
- 2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 3 男女共同参画社会基本法
- 4 北海道男女平等参画推進条例
- 5 美唄市男女共同参画条例
- 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 8 美唄市男女共同参画計画（第3次）策定の経過
- 9 相談窓口一覧
- 10 男女共同参画関連ホームページ

# 1 男女共同参画の動き（国際婦人年以降）

年	国連の動き	日本の動き	北海道の動き	美唄市の動き
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 (目標：平等・開発・平和) 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進本部会議」開催		
国連婦人の十年（1976～1985）	1977年 (昭和52年)	「国内行動計画」策定		
	1978年 (昭和53年)		「北海道婦人行動計画」策定	
	1979年 (昭和54年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		
	1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」－中間年世界会議（コペンハーゲン）「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		「北海道婦人指導員」配置（14支庁） （平成5年北海道女性指導員に改称）
	1981年 (昭和56年)		「国内行動計画後期重点目標」設定	「北海道婦人行動計画推進協議会」設立 （昭和62年北海道女性の自立プラン推進協議会に改称）
	1984年 (昭和59年)	「国連婦人の十年」－平等・開発・平和の成果を検討し評価するための世界会議のためのエスキュープ地域政府間準備会議（東京）		生活環境部道民運動推進本部に青少年婦人局を設置 「北海道婦人行動計画後期推進方策」策定
	1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年」－ナイロビ会議（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	「北海道婦人問題研究懇話会」を「北海道女性会議」に改組
1986年 (昭和61年)		「婦人問題企画推進本部」拡充：構成を全省に拡大、任務も拡充 「婦人問題企画推進有識者会議」開催		
1987年 (昭和62年)		西暦2000年に向けての新国内行動計画策定	「北海道女性の自立プラン」策定 「北海道婦人行動計画推進協議会」が「北海道女性の自立プラン推進協議会」に改称	
1988年 (昭和63年)			「生活福祉部」に「青少年婦人室」を設置	

年	国連の動き	日本の動き	北海道の動き	美唄市の動き
1990年 (平成2年)	国連婦人の地位向上委員会 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			「美唄市女性会議」設置
1991年 (平成3年)		「育児休業法」公布	「北海道立女性プラザ」開設	
1993年 (平成5年)			「青少年婦人室」を「青少年女性室」に改称	「美唄市女性の自立プラン」策定
1994年 (平成6年)	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ） 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進本部」設置		
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議 「平等・開発・平和のための行動」採択		「青少年女性室」を「女性室」に改組 北海道女性会議を北海道男女共同参画懇話会に改組 「北海道男女共同参画推進本部」設置	
1996年 (平成8年)		「男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）」発足 「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997年 (平成9年)		「男女共同参画審議会」設置 「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」一部改正 「介護保険法」公布	「北海道男女共同参画プラン」策定	
1998年 (平成10年)		「労働基準法」改正		
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行 「男女雇用機会均等法」改正		
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）開催 「政治宣言及び成果文章」採択	「男女共同参画基本計画」策定 「介護保険法」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「男女共同参画週間について」男女共同参画推進本部決定		

年	国連の動き	日本の動き	北海道の動き	美唄市の動き
2001年 (平成13年)		内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者からの保護に関する法律」(以下「DV防止法」)施行 「育児・介護休業法」一部改正	「北海道男女平等参画推進条例」施行 「女性室」を「男女平等参画室」に改組 「北海道男女共同参画推進本部」を「北海道男女平等参画推進本部」に改組 「北海道男女平等参画審議会」設置	「美唄市男女共同参画社会づくり検討委員会」設置  「男女共同参画講演会」開催
2002年 (平成14年)		「男女雇用機会均等法」改正	「北海道男女平等参画計画」策定	「美唄市男女共同参画計画」策定
2003年 (平成15年)		「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」制定		「美唄市男女共同参画推進協議会」設立
2004年 (平成16年)		「児童虐待防止法」改正 「DV防止法」改正(暴力の定義拡大、保護命令制度の拡充等が規定)		
2005年 (平成17年)	「北京+10(第49回国連婦人の地位委員会)」開催 「北京宣言及び行動綱領」、「女性2000年会議成果文書」完全実施を求める宣言採択	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「育児・介護休業法」改正		「美唄市特定事業主行動計画(前期計画)」策定
2006年 (平成18年)			「男女平等参画推進室」から「生活局参事」に改称 「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定	
2007年 (平成19年)		「改正男女雇用機会均等法」施行 男女共同参画会議「ワーク・ライフ・バランス推進の基本的方向」策定 ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		「美唄市男女共同参画社会づくり検討委員会」設置
2008年 (平成20年)		「改正DV防止法」施行(同法に基づく基本方針の改定)	「第2次北海道男女平等参画基本計画」策定	「美唄市男女共同参画計画(第2次)」策定
2009年 (平成21年)	「国連女子差別撤廃委員会」最終見解発表		「第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定	

年	国連の動き	日本の動き	北海道の動き	美唄市の動き
2010年 (平成22年)	「北京+15（第54回国連婦人の地位委員会）」開催	「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定	「生活局参事」を「暮らし安全局暮らし安全推進課男女平等参画グループ」に改組	「美唄市男女共同参画条例」施行 「美唄市特定事業主行動計画（後期計画）」策定
2012年 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択			
2013年 (平成25年)		「DV防止法」改正		
2014年 (平成26年)		「DV防止法」改正	「北の輝く女性応援会議」設置 「第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定	
2015年 (平成27年)	「北京+20（第59回国連婦人の地位委員会）」開催	「男女共同参画基本計画（第4次）」閣議決定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行	「環境生活部暮らし安全局道民生活課」に「女性支援室」を開設	
2016年 (平成28年)		「育児・介護休業法」改正 「男女雇用機会均等法」改正	「北海道女性活躍推進計画」策定	「第1回男女共同参画in美唄」開催 「美唄市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定
2017年 (平成29年)				「美唄市男女共同参画計画策定市民検討委員会」設置

## 2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採 択 1979年12月18日（国連第34回総会）

日本国 1980年7月17日署名

1985年6月25日批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a)あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b)政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c)自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a)農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。  
このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b)同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c)すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d)奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e)継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f)女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g)スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h)家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

### 第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a)すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b)同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
  - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
  - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
  - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

## 第4部

### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

## 第5部

### 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中

から一人を指名することができる。

- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### **第18条**

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
  - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### **第19条**

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

#### **第20条**

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### **第21条**

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### **第22条**

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第6部

### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

### 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

### 第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

### 第27条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

### 第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

### 第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

### 3 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年7月16日法律第102号

同 平成11年12月22日同 第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2)積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第9条** 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

**第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同

参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

**第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

（設置）

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

（2）前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

（3）前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（4）政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

**第23条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

**第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

**第26条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

**第27条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第28条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

- (1) 略
- (2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日  
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 4 北海道男女平等参画推進条例

(平成13年3月30日条例 第6号)

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動して、法制度を整備することにより進められてきた。

しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、表面上は異なる扱いをしていないが結果として一方の性に差別的な効果をもたらすいわゆる間接差別を含めた男女の差別的な取扱い及び社会慣習の上での性別による役割分担意識の問題が社会のあらゆる分野において依然として存在している。

こうした男女平等が完全に実現しているとはいえない状況において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、緊要な課題である。

このため、私たちは、男女共同参画社会基本法が男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けていることを踏まえながら、都市と広大な農山漁村地域が混在する北海道の地域性に配慮しつつ、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画の推進を図っていくことが必要である。

このような考え方に立って、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)男女平等参画 男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2)積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3)セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

**第3条** 男女平等参画の推進は、男女が共に一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。

3 男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他

の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

- 5 男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければならない。

(道の責務)

**第4条** 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 道は、男女平等参画を推進するに当たっては、国、都府県及び市町村との緊密な連携を図らなければならない。

(道民の責務)

**第5条** 道民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に寄与するとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

**第6条** 事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力する責務を有する。

(性別による権利侵害の禁止)

**第7条** 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画を阻害する暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）を行ってはならない。

## 第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

### 第1節 基本計画

**第8条** 知事は、男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女平等参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女平等参画の推進に関する施策の大綱

(2) 男女の人権の尊重に関する事項

(3) 男女平等参画の普及啓発に関する事項

(4) 道が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴かななければならない。

- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### 第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策

(道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進)

**第9条** 道は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第10条** 道は、男女平等参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

(道民等の理解を深めるための措置)

**第11条** 道は、情報提供、広報活動及びあらゆる教育の機会を通じて、基本理念に関する道民及び事業者（以下「道民等」という。）の理解を深めるよう、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、適切な措置を講じなければならない。

(事業者への協力の依頼)

**第12条** 知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女平等参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(調査研究)

**第13条** 道は、男女平等参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(道民の活動等に対する支援)

**第14条** 道は、男女平等参画の推進に関し、道民等が行う活動及び市町村が実施する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(推進体制の整備)

**第15条** 道は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

**第16条** 道は、男女平等参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

**第17条** 知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について、公表しなければならない。

### 第3節 道民等からの申出

**第18条** 道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

## 第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員

(設置)

**第19条** 知事は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置くものとする。

(1) 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。

(2) 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。

(3) 第一号の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること。

(苦情等の申出)

**第20条** 道民等は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

(助言等)

**第21条** 苦情処理委員は、前条の規定による申出があったときは、申し出たものに対し、助言を行うことができる。

2 苦情処理委員は、前項の申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情であるときは、関係する道の機関に対し、意見を述べることができる。

(知事への委任)

**第22条** この章に定めるもののほか、苦情処理委員の事務に関し必要な事項は、知事が定める。

## 第4章 北海道男女平等参画審議会

(設置)

**第23条** 男女平等参画の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第24条** 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。
- (組織)

**第25条** 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- (委員)

**第26条** 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、第五号に掲げる者については、委員の総数の10分の4以内とする。

- (1) 学識経験のある者
  - (2) 男女平等参画に関係する団体の役職員
  - (3) 事業者を代表する者
  - (4) 市町村の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員
  - (5) 公募に応じた者
- 2 知事は、委員の任命に当たっては、特定の地域に偏らないように配慮するものとする。
  - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第27条** 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第28条** 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(特別委員)

**第29条** 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、知事が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

**第30条** 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

**第31条** この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は平成13年7月1日から、第3章の規定は同年10月1日から施行する。

## 5 美唄市男女共同参画条例

(平成21年12月18日条例第38号)

少子高齢化の急速な進展等に伴う地域社会の変化に対応し、住みよいまちづくりを進めるためには、社会生活や家庭生活などあらゆる活動において、男女が人権を尊重し合い、互いの個性と能力を十分に発揮し、自立した生活を営むことができる男女共同参画社会を形成することが重要な課題となっています。

美唄市は、これまで、日本国憲法が定める人権と平和の尊重を基本理念とし、さまざまな個性が響き合い、認め合いながら形づくる社会を目指し、各種の施策を展開してきましたが、性別による固定的な役割分担意識がまだ存在し、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制約しています。

美唄市は、ここに、すべての市民が男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定します。

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

(定義)

**第2条** この条例で使う用語の意義は、次のとおりとします。

- (1)男女共同参画社会の形成 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そのことにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をつくることをいいます。
- (2)市民 市内に居住する人、市内で働く人、学ぶ人など、市内で活動するあらゆる個人をいいます。
- (3)事業者 市内で事業を営む法人、個人及び団体をいいます。

### 第2章 理念と役割

(基本理念)

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進します。

- (1)男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、その他の人権が尊重されること。
- (2)男女が性別による固定的な役割分担等を前提とした社会のさまざまな制度や慣行によってその活動が制限されることなく、自立し、自らの意思で多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
- (3)社会のあらゆる分野で男女共同参画が推進されるよう、市、市民及び事業者が自らの意思と相互の協力により、協働して取り組み、そのための活動が支援されること。
- (4)男女が性別にかかわらず、安心して働ける職場、家庭、地域、学校など、社会のあらゆる分野の意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。
- (5)家族を構成する女性及び男性が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を円滑に行い、家族の一員としての役割を果たすことができること。
- (6)女性及び男性が人格を尊重し合い、互いの性への理解を深めることにより、妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。
- (7)男女共同参画社会の形成が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際社会の取組への理解と協調の下に推進されること。

(市の役割)

**第4条** 市は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策を策定し、実施する役割を担うものとします。

2 市は、市民、事業者、国及び他の自治体と連携及び協力して男女共同参画社会の形成に取り組むものとします。

3 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を実施するため、必要な体制の整備及び市の職員に対する男女共同参

画社会の形成に関する意識の啓発並びに財政上の措置を講じるものとします。

(市民の役割)

**第5条** わたしたち市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を主体的に推進する役割を担います。

2 わたしたち市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力するよう努めます。

(事業者の役割)

**第6条** 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女共同参画社会の形成に努めるとともに、職場における活動と家庭生活における活動などを両立できる職場環境を整備する役割を担うものとします。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力する役割を担うものとします。

(性別による権利侵害の禁止)

**第7条** 誰であっても、職場、家庭、地域、学校など、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはなりません。

2 誰であっても、男女間における身体的若しくは精神的な苦痛を与える暴力又は児童虐待など、あらゆる暴力的行為を行ってはなりません。

3 誰であっても、他人を不快にさせる性的な言動をし、又はその言動によって生活環境を乱し、若しくはその言動を受けた者の対応により、その者に不利益を与える行為をしてはなりません。

4 誰であっても、一般に公表する情報の中で、性別を理由とする人権侵害を助長することのないよう配慮しなければなりません。

### 第3章 市の施策

(基本的施策)

**第8条** 市は、男女共同参画社会の形成を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとします。

(1) 政策の決定過程における男女共同参画を推進するため、女性職員の積極的な職域拡大及び管理職等への登用を総合的かつ計画的に推進することとし、そのために必要な研修等の実施に努めること、職員が職場における活動と家庭生活における活動との両立を支援する制度を性別にかかわらず活用できる環境づくりに努めること及び附属機関等の委員の委嘱等に当たり、女性委員の拡大に努めること。

(2) 学校教育、家庭教育など、あらゆる分野の教育において、男女共同参画社会の形成を推進するための措置を講じるよう努めること。

(3) 雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、必要な情報の提供などの支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画の状況について報告を求め、適切な措置を講じるよう協力を求めること。

(4) 自営の商工業又は農林業に従事する男女が、対等な構成員として経営等に参画する機会を確保するため、研修、情報の提供などの活動に必要な支援を行うよう努めること。

(5) 女性及び男性が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を相互の協力と社会の支援の下に円滑に行うことができるように、必要な支援を行うよう努めること。

(6) 女性及び男性が対等な関係の下に互いの性についての理解を深め、生涯にわたる心身の健康が維持され、妊娠、出産など、健康について自らの意思が尊重されるよう、性に関する教育、相談などの必要な措置又は支援を行うよう努めること。

(7) 男女共同参画社会の形成を推進する活動を行う民間の団体との連携を図り、その活動に必要な情報の提供などの支援を行うよう努めること。

(男女共同参画計画)

**第9条** 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとします。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるものとします。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとします。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合について準用します。

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第10条** 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとします。

(年次報告)

**第11条** 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとします。

(調査研究)

**第12条** 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集を行うものとします。

(広報活動等)

**第13条** 市は、男女共同参画社会の形成についての市民及び事業者の理解を深めるために積極的な広報活動に努めるものとします。

2 市は、刊行物等を作成するに当たっては、基本理念の趣旨を踏まえ、作成するものとします。

#### **第4章 その他**

(委任)

**第14条** この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

#### **附 則**

1 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

2 この条例の施行の際、現に策定されている男女共同参画社会の形成に関する市の基本的な計画であって、男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第9条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなします。

## 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成26年4月23日法律第28号

### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

(定義)

**第1条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

**第2条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

**第2条の2** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

**第2条の3** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター

（配偶者暴力相談支援センター）

**第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

**第4条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

**第5条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

**第6条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

**第7条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

**第8条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

**第8条の2** 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

**第8条の3** 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

**第9条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

**第9条の2** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

(保護命令)

**第10条** 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。

(2)命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1)面会を要求すること。

(2)その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3)著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4)電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5)緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6)汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7)その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8)その性的羞しゆう 恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

**第11条** 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

(1)申立人の住所又は居所の所在地

(2)当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

**第12条** 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事

項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

**第13条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第14条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第15条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

**第16条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。  
(保護命令の取消し)

**第17条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。  
(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

**第18条** 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。  
(事件の記録の閲覧等)

**第19条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。  
(法務事務官による宣誓認証)

**第20条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。  
(民事訴訟法の準用)

**第21条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

**第22条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

**第23条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

**第24条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

**第25条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

**第26条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

**第27条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1)第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2)第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3)第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4)第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

**第28条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1)都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2)市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第5章の2 補則

(この法律の準用)

**第28条の2** 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の27に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

## 第6章 罰則

**第29条** 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第30条** 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

### 附則(抄)

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

**第2条** 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

**第3条** この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附則(平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

**第2条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

**第3条** 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、

その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附則（平成19年7月11日法律第113号）（抄）**

（施行期日）

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

**第2条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**附則（平成25年7月3日法律第72号）（抄）**

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

**附則（平成26年4月23日法律第28号）（抄）**

（施行期日）

**第1条** この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)略

(2)第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

## 7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年法律第64号)

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

**第2条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

**第3条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

**第4条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第2章 基本方針等

(基本方針)

**第5条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4)前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

**第6条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

**第7条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1)事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2)女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3)その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

**第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)計画期間

(2)女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3)実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところ

により、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

**第9条** 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

**第10条** 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

**第11条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1)第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2)この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3)不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

**第12条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同

律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第13条** 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

**第14条** 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

**第15条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）計画期間

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

**第16条** 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第17条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### **第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置**

(職業指導等の措置等)

**第18条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

**第19条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

**第20条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

**第21条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

**第22条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

**第23条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ること

により、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

**第24条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

**第25条** 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

**第26条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に對して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

**第27条** 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

**第28条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

**第29条** 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第30条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)第18条第4項の規定に違反した者

(2)第24条の規定に違反した者

**第31条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1)第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2)第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

3 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

**第32条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)第10条第2項の規定に違反した者

(2)第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3)第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第33条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第34条** 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

## 附則 (抄)

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

**第2条** この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条

第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

**第3条** 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

**第4条** 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 8 美唄市男女共同参画計画（第3次）策定の経過

### 1) 美唄市男女共同参画計画策定市民検討委員会委員名簿

	氏名	所属等
	嘉島恵子	美唄商工会議所
	川田照子	JAびばい 女性部
	児玉紀恵子	美唄市婦人団体連絡協議会
	近藤靖子	市民委員
	佐々木秀悟	美唄地区連合会
	鈴木寿幸	美唄市社会福祉協議会
	田岡孝仁	美唄市PTA連合会
	高田安那	ピパの子保育園 保護者
委員長	根賀松子	美唄市男女共同参画推進協議会
副委員長	林弘幸	市民委員
	林裕加里	市民委員
	前川和子	びばい女性フォーラム
	吉村俊子	JAみねのび 女性部

※50音順

### 2) 美唄市男女共同参画計画策定市民検討委員会の協議経過

年月日	会議名	審議内容
平成29年7月26日	第1回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委嘱状交付</li> <li>委員長・副委員長互選</li> <li>会議の公開と進め方について</li> <li>国及び道の動向と美唄市の取り組み等について説明</li> </ul>
平成29年8月30日	第2回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会実現に向けた身近な課題、問題について意見交換</li> </ul>
平成29年10月20日	第3回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>美唄市男女共同参画計画（第3次）案（目標Ⅰ～Ⅱ-3）について協議</li> </ul>
平成29年11月2日	第4回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>美唄市男女共同参画計画（第3次）案（目標Ⅱ～Ⅲ）について協議</li> </ul>
平成29年11月21日	第5回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>美唄市男女共同参画計画（第3次）素案の確認、市へ提出</li> </ul>

### 3) 市の協議経過

年月日	会議名	審議内容
平成29年11月10日	各課に文書依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>美唄市男女共同参画計画（第3次）案に対する提案、意見等の提出依頼</li> </ul>
平成29年12月4日	経営会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>美唄市男女共同参画計画（第3次）素案を説明</li> </ul>
平成30年3月14日	計画決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>美唄市男女共同参画計画（第3次）の決定</li> </ul>

### 4) パブリックコメント(意見募集)

実施期間	意見数	内容
平成29年12月25日 ～平成30年1月23日	1件	○美唄市女性の自立プランからこれまでの計画の策定委員の名簿について

## 9 相談窓口一覧

### ■困ったときの相談

相談内容	場所・時間等	連絡先
一般相談 日常生活での問題、悩みや心配 ごとなどの相談	総合福祉センター 月～金曜日9:00～17:00	社会福祉協議会62-0770
市民相談 日常生活で困ったことなどの 相談	電話で相談に応じます 月～金曜日8:45～17:15	市民相談電話 63-2525（市秘書広報課）
行政相談 行政相談員が行政関係の相談 に応じます	コアビバイ内ふるさとハロー ワーク 年6回 13:00～15:00	市秘書広報課 63-0113 谷内八重子 64-2866 中島 秀治 64-4177
法律相談 法律上の相談に弁護士が応じ ます	総合福祉センター 第2・4水曜日 13:00～16:00	社会福祉協議会 62-0770 相談日の9:00～12:00まで 先着6人 ※電話のみの受付
	法テラス(日本司法支援センタ ー)	0570-079714
消費生活相談 訪問販売やクレジットカード によるトラブルなどの相談	消費生活センター 月・火・木・金曜日 10:00～15:00市役所1階	62-4500（FAXも同じ）
女性相談 女性が抱える様々な悩みに関 する相談	市役所2階秘書広報課 月～金曜日8:45～17:15	63-0113

### ■人権に関する相談

相談内容	場所・時間等	連絡先
人権・心配ごと相談 人権侵害などの相談  人権擁護委員 ・花井捷明 ・三浦洋嗣 ・本郷恵子 ・福地 稔	ふるさとハローワーク 原則毎月第2金曜日 13:00～15:30 人権擁護委員が随時受けます	市秘書広報課 63-0113
	札幌法務局～女性の人権ホットラ イン	0570-070-810
配偶者からの暴力に関する 相談	北海道立女性相談支援センター	011-666-9955 (FAX 011-666-9911)
	北海道環境生活部道民生活課	011-221-6780
	空知総合振興局保健環境部環境生 活課	25-5648
	NPO法人女のスペースおん	011-219-7011
	市役所2階秘書広報課 月～金曜日8:45～17:15	63-0113
	美唄警察署	63-0110
犯罪の被害などの相談	北海道家庭生活総合カウンセリ ングセンター	011-232-8740 (FAX011-211-8151) メール相談 <a href="http://www.counseling.or.jp">http://www.counseling.or.jp</a>
	北海道警察本部警察相談センター	011-241-9110（#9110）
	北海道警察性犯罪被害相談電話	0120-756-310（#8103）

■子育てや教育に関する相談

相談内容	場所・時間等	連絡先
子育て相談 子育て全般に関する相談	子育て支援センター 月～金曜日8:45～17:15	62-2131
家庭児童相談 児童福祉に関する相談に家庭 児童相談員が応じます	子育て支援センター 月～金曜日8:45～17:15	62-2131
肢体不自由児療育相談 障がいのある子どもに関する 相談	子育て支援センター 月～金曜日8:45～17:15	62-2131
巡回児童相談 児童虐待、子どもの生活上の問 題などについての相談	子育て支援センター 年6回 10:00～16:00	62-2131又は 岩見沢児童相談所 22-1119
母子の健康相談 妊娠、出産、発育、育児に関す る相談	保健センター 月～金曜日8:45～17:15	62-1173
子どもテレホン相談 子ども悩みごと相談（面談） メール相談 学校生活、いじめなど子どもの 悩み全般についての相談	市役所4階教育委員会 月～金曜日8:45～17:15	教育委員会生涯学習課62-3132 (メールアドレス) telsoudan@mail.city.bibai.lg.jp
生涯学習に関する相談 生涯学習に関する情報や相談	市役所4階教育委員会 月～金曜日8:45～17:15	教育委員会生涯学習課 63-3132

■健康に関する相談

相談内容	場所・時間等	連絡先
こころの健康相談 専門の精神科医師が相談に応 じます	岩見沢保健所 原則偶数月の第3木曜日 13:00～15:00	相談日前日の午前中までに岩見沢 保健所 20-0122に連絡
心の健康相談 臨床心理士が相談に応じます	総合福祉センター 原則毎月第4月曜日 14:00～16:00	相談日前週の金曜日までに社会福 祉協議会 62-0770に連絡
健康相談 健康全般に関する相談	保健センター 月～金曜日8:45～17:15	62-1173
エイズ相談 検査は予約制なので、必ず事前 にお電話ください（匿名でも 受けられます）	岩見沢保健所 月～金曜日9:00～17:15	25-6632

■福祉に関する相談

相談内容	場所・時間等	連絡先
生活上の悩み相談 各地区の民生委員が相談に応じます	各地区の民生委員が随時受けます	各地区の民生委員又は市地域福祉課 62-3148、社会福祉協議会 62-0770
高齢者相談 高齢者の相談全般	市役所 1階高齢福祉課 月～金曜日8:45～17:15	68-8297
在宅介護、高齢者の福祉サービスについての相談	地域包括支援センター 月～金曜日8:45～17:15	68-8297
母子父子及び寡婦相談 児童の養育、生活上の相談などに母子・父子自立支援員が応じます	子育て支援センター 月～金曜日8:45～17:15	62-3147
障がい者相談	障がい者相談支援センター「いんくる」 原則通年8:45～17:15	66-2323
身体障がい者生活相談	総合福祉センター 原則毎月15日 13:00～16:00	美唄身体障害者福祉協会 (社会福祉協議会 62-0770)
精神障がい者家族相談	美唄のそみ会共同作業所 毎月第1、第3木曜日 13:30～15:30	美唄市地域活動支援センター 64-3905

■労働や雇用に関する相談

相談内容	場所・時間等	連絡先
求人情報や就職についての相談	コアバイ内ジョブガイドびばい 平日10:00～17:00	63-2195
新たに事業を起こしたいときの相談	商工会議所 中小企業相談所	63-4196
労働条件などに関する相談	労働基準監督署	22-4490
	労働相談ホットライン（北海道）	0120-81-6105
	教育会館 美唄地区連合会	0120-662-571
	市役所 2階経済振興課 月～金曜日8:45～17:15	63-0111
Uターン希望者相談	市役所 2階経済振興課 月～金曜日8:45～17:15	63-0111
中小企業経営相談	商工会議所 中小企業相談所 月～金曜日8:45～17:15	63-4196

■その他の相談

相談内容	場所・時間等	連絡先
税務相談 市税の申告、納税などの相談	市役所1階税務課 月～金曜日8:45～17:15	62-3131内線2162
社会保険事務相談 年金、社会保険に関する相談	商工会議所 月1回10:00～15:00	63-4196

## 10 男女共同参画関連ホームページ

サイト名	アドレス	内容
内閣府男女共同参画局	<a href="http://www.gender.go.jp/">http://www.gender.go.jp/</a>	内閣府では、男女共同参画社会の実現をめざす基本的な考え方についてご理解を深めていただくため、「男女共同参画社会について」をホームページに掲載しています。
内閣府男女共同参画局 女性応援ポータルサイト	<a href="http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/ouen/">http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/ouen/</a>	内閣府では、様々なライフステージにある女性が、そのニーズに合った支援情報を一元的に入手できるよう、女性のニーズごとに施策を整理し掲載しています。
内閣府男女共同参画局 配偶者からの暴力被害者支援情報	<a href="http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html">http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html</a>	配偶者からの暴力の被害者から相談等を受けた場合に、適切な対応を採るための役立つ情報が掲載されています。
北海道の男女平等参画	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb/</a>	北海道における男女平等参画の条例、計画、施策などの情報を掲載しています。
北海道立女性プラザ	<a href="http://www.l-north.jp/">http://www.l-north.jp/</a>	女性の自立と社会参加を促進するとともに男女平等参画を推進するためのキーステーションである「女性プラザ」の利用情報や講演会などの活動情報を掲載しています。
札幌市男女共同参画センター	<a href="http://www.danjyo-splaza.jp/">http://www.danjyo-splaza.jp/</a>	男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与するための総合的な拠点施設として札幌市が設置した「札幌市男女共同参画センター」の紹介や講演会などの情報を掲載しています。
独立行政法人 国立女性教育会館	<a href="http://www.nwec.jp/">http://www.nwec.jp/</a>	独立行政法人国立女性教育会館（ヌエック）では、女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成に資することを目的に各事業を実施しています。このサイトは、これら事業内容等を紹介するサイトです。
独立行政法人 科学技術振興機構 ・男女共同参画	<a href="http://www.jst.go.jp/gender/">http://www.jst.go.jp/gender/</a>	科学技術分野の男女共同参画に関するニュースやトピックスなどを掲載しています。
財団法人 女性労働協会	<a href="http://www.jaaww.or.jp/">http://www.jaaww.or.jp/</a>	（財）女性労働協会では、働く女性の地位向上及び女性労働者の福祉の増進を図ることを目的とした、さまざまな事業を展開しています。このサイトは、これら事業内容等を紹介するサイトです。
女性就業支援全国展開事業女性就業支援バックアップナビ	<a href="http://joseidhugyo.go.jp/">http://joseidhugyo.go.jp/</a>	女性の就業支援と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等、女性関連施策を支援する事業を紹介するサイトです。
財団法人 女性労働協会 女性にやさしい職場づくりナビ	<a href="http://www.bosei-navi.go.jp/">http://www.bosei-navi.go.jp/</a>	女性にやさしい職場づくりを進めるため、職場における母性健康管理に対する情報や、働きながら安心して妊娠・出産を迎えるための支援制度などを紹介しています。
財団法人 21世紀職業財団	<a href="http://www.jiwe.or.jp/">http://www.jiwe.or.jp/</a>	財団法人21世紀職業財団では、女性労働者、子の養育又は家族の介護を行う労働者及び短時間労働者の能力発揮のための雇用管理の改善、労働者の仕事と生活の両立のための支援等の諸事業を実施しています。このサイトは、これら事業内容等を紹介するサイトです。
ワークライフバランス推進会議	<a href="http://www.jisedai.net/">http://www.jisedai.net/</a>	組織を中心としたワークライフバランスの推進から一歩運動を前進させ、個人起点でのワークライフバランス実現を目指した新たな運動を展開しています。このサイトは、その取り組み等を紹介するサイトです。

サイト名	アドレス	内容
ホームワーカーズウェブ	<a href="http://homeworkers.mhlw.go.jp/">http://homeworkers.mhlw.go.jp/</a>	「在宅ワークを始めたいのだけど…、どこに情報があるのだろうか？」このサイトは、このような悩みを持つ方々を支援するサイトです。
わたしと起業	<a href="http://www.watashikigyuu.com/">http://www.watashikigyuu.com/</a>	育児や介護など、女性が日々暮らしている生活環境と両立するビジネスライフを実現するために、《起業》という、従来の会社勤めとは異なったくもうひとつの選択肢を研究してみるのもいいのではないのでしょうか？このサイトでは、そのような選択をするための手助けとなるような、さまざまな情報やツールを提供しています。
ポジティブ・アクション情報ポータルサイト	<a href="http://positiveaction.mhlw.go.jp/">http://positiveaction.mhlw.go.jp/</a>	このサイトは、企業のポジティブ・アクションの取り組みを応援するため、いろいろな業種、企業規模の取組事例を紹介するものです。また、女子学生の皆さんには、求職に当たって、女性が活躍できる企業情報としてご利用いただけると思います。
ファミリーフレンドリーサイト	<a href="http://www.familyfriendly.jp/">http://www.familyfriendly.jp/</a>	このサイトでは、自社のファミリー・フレンドリー度合いの診断やファミリー・フレンドリー企業に関する様々な情報の提供を通じ、ファミリー・フレンドリー企業に対する理解を深めることを目的としています。
ムギ畑	<a href="http://www.mugi.com/">http://www.mugi.com/</a>	明るく働き続けることを目指すワーキングマザーとその予備軍のための、無料会員サイトです。
日経ウーマンオンライン	<a href="http://wol.nikkeibp.co.jp/">http://wol.nikkeibp.co.jp/</a>	働く女性のための様々な情報を紹介するサイトです。
国際ジェンダー学会	<a href="http://www.isgsjapan.org/">http://www.isgsjapan.org/</a>	学会の目的や事業内容などを紹介するサイトです。
ジェンダー法学会	<a href="http://www.tabigo.com/genderlaw/">http://www.tabigo.com/genderlaw/</a>	学会の目的や事業内容などを紹介するサイトです。